職員の採用・昇任等に関する一般基準

令 和 7 年 4 月

東京都人事委員会

目 次

1	目的
2	用語の定義
	(1)採用 (2)昇任 (3)降任 (4)転任 (5)職務分類基準 (6)職種 (7)職種の区分
	(8) 転職 (9) 定年前再任用 (10) 任期付職員 (11) 任期付研究員 (12) 会計年度任用職員
	(13) 専門職
3	基準の運用の原則2
	(1)採用について (2)昇任について
4	採用
	(1)採用の方法 (2)競争試験 (3)選考 (4)医療技術系職員の免許取得前の採用
	(5)警視庁職員及び東京消防庁職員への一般基準の適用
5	昇任
	(1) 昇任選考の種類 (2) 選考基準及び方法 (3) 一般管理職の管理職選考
	(4)専門職への昇任選考
6	任用資格基準
7	専門職への採用及び昇任選考6
	(1)選考の対象となる職 (2)選考基準 (3)選考方法 (4)専門参事、専門理事
8	都区交流による採用
	(1)種別 (2)対象職員 (3)選考の基準及び方法
9	保健所設置市との人事交流による採用7
	(1)対象職員 (2)選考の基準及び方法
10	転職
	(1)転職事由 (2)転職前の職歴の通算 (3)従前の取扱い (4)その他
11	委任8
	(1)採用 (2)昇任 (3)一般管理職の管理職選考 (4)専門職選考 (5)その他
12	委任に伴う選考の承認及び報告9
	(1)選考の承認 (2)実施要綱の承認 (3)結果報告の様式
13	定年前再任用についての適用除外9
14	任期付職員及び任期付研究員の取扱い9
	(1)任期付職員(4条任期付職員を除く。)及び任期付研究員の採用の方法等
	(2) 4条任期付職員の採用の方法等
	(3)任期付職員及び任期付研究員に関する適用除外
15	会計年度任用職員の取扱い10
	(1)採用の方法 (2)委任 (3)選考の基準及び選考方法 (4)委任に伴う選考の取扱い
	(5) その他 (6) 会計年度任用職員に関する適用除外
16	退職派遣者の取扱い10
17	その他11

付則11
附則11
(参 考) 職務の級の変更等に伴う新旧対照表12
別表 1 職務分類基準表13
別表 2 現に存する職の職務と職務分類基準との対応15
別表 3 職種表18
(参 考)職種別採用方法・行政系1級職24
別表 4 採用選考職種25
別表 5 職務分類基準 (I) 4級職以上の職への採用選考基準及び方法26
別表 6 職務分類基準(I) 1級職、2級職及び3級職への採用選考基準及び方法27
別表 7 職務分類基準 (I) 1級職 (I類B) への採用選考基準及び方法28
別表8 職務分類基準(I)1級職(II類)への採用選考基準及び方法31
別表 9 職務分類基準(Ⅰ) 1級職(Ⅲ類)への採用選考基準及び方法33
別表 9 の 2 職務分類基準 (I) 1級職 (看護教員) への採用選考基準及び方法35
別表9の3 職務分類基準(I) 1級職(助産師)への採用選考基準及び方法36
別表 9 の 4 職務分類基準 (I) 1 級職 (看護師) への採用選考基準及び方法37
別表10 職務分類基準(Ⅱ) 1級職への採用選考基準及び方法38
別表11 職務分類基準(Ⅲ) 1級職への採用選考基準及び方法39
別表12 公募による採用選考方法41
別表12の2 4(3)③ア(4)に定める職への採用選考基準及び方法42
別表13 幹部職員の採用選考の方法43
別表14 医療技術系職員の免許取得前の採用44
別表15 昇任選考の種類46
別表16 職務分類基準(I) 4級職への昇任選考基準及び方法48
別表16の2 職務分類基準 (I) 2級職及び3級職への昇任選考基準及び方法49
別表17 職務分類基準(I)2級職、3級職及び4級職への昇任選考基準及び方法の経過措置50
別表18 職務分類基準(Ⅱ) 2級職以上の職への昇任選考基準及び方法51
別表19 職務分類基準(Ⅲ) 2級職、3級職及び5級職への昇任選考基準及び方法52
別表20 任用資格基準
別表21 一般管理職の管理職昇任に係る特例60
別表22 専門副参事の選考の対象となる職61
別表23 都区交流による採用選考基準及び方法63
別表24 保健所設置市との人事交流による採用選考基準及び方法64
別表25 管理職選考委員会の設置及び運営について65
別表26 専門職審査会の設置及び運営について
別表27 任期付職員及び任期付研究員の採用の承認等の取扱い67

職員の採用・昇任等に関する一般基準

(昭和61年3月26日 決定)

1 目 的

この基準は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第17条に基づき、職員(警察法に定める警察官及び消防組織法に定める消防吏員を除く。)の採用・昇任等に関する一般的基準を定めることを目的とする。

2 用語の定義

(1) 採用

採用とは、法第15条の2第1項第1号で定めるものをいう。

(2) 昇任

昇任とは、法第15条の2第1項第2号で定めるものをいう。

(3) 降任

降任とは、法第15条の2第1項第3号で定めるものをいう。

(4) 転任

転任とは、法第15条の2第1項第4号で定めるものをいう。

(5) 職務分類基準

職務分類基準とは、この「職員の採用・昇任等に関する一般基準」(以下「一般基準」という。)上、職員の職を職務とその複雑性及び責任の度合に基づき分類したもので、別表1に定めるとおりであり、現に存する職の職務との対応は別表2のとおりである。

(6) 職種

職種とは、職務をその種類の類似性により分類したもので、別表3のとおりである。

(7) 職種の区分

一般基準でいう、事務系、福祉系、一般技術系、医療技術系、技能系、業務系及び 運輸系職種とは、別表3に定める職種表の職種の区分による。

(8) 転職

転職とは、職員が現に属する職種から他の職種に転ずることであり、転任に含まれる。

(9) 定年前再任用

定年前再任用とは、職員の定年等に関する条例(昭和59年東京都条例第4号)第1 3条の規定により同条に規定する年齢60年以上退職者を新たに職員の職に任命する ことをいう。

(10) 任期付職員

東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年東京都条例第161号。以下「任期付職員条例」という。)により、任期を定めて採用された職員であって、以下の①から③までに該当するものをいう。

① 特定任期付職員 任期付職員条例第2条第1項の規定に基づき採用された者

- ② 一般任期付職員 任期付職員条例第2条第2項の規定に基づき採用された者
- ③ 4条任期付職員 任期付職員条例第2条の2各項の規定に基づき採用された者

(11) 任期付研究員

東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年東京都条例第162号。以下「任期付研究員条例」という。)により、任期を定めて採用された職員であって、以下の①又は②に該当するものをいう。

- ① 招へい型研究員 任期付研究員条例第4条第1項第1号の規定に基づき採用 された者
- ② 若手育成型研究員 任期付研究員条例第4条第1項第2号の規定に基づき採用された者
- (12) 会計年度任用職員 会計年度任用職員とは、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。
- (13) 専門職

専門職とは、特定の分野において専門的な知識、能力を有する者をあてる職務分類基準(I)4級職以上の職をいう。

3 基準の運用の原則

(1) 採用について

ア 成績主義の原則

職員の採用にあたっては、受験成績その他の能力の実証に基づいて行われなければならない。

イ 内部職員との均衡の原則

職員を採用する場合は、任用上内部職員との均衡を考慮する。

ウ 内部職員優先の原則

都内部から人材が得られる職(職種)については、内部からの昇任等により充員する。

(2) 昇任について

ア 能力主義の原則

昇任にあたっては、勤務成績等職務の遂行能力に基づき昇任させることを原則 とする。

イ 平等取扱いの原則

昇任にあたっては、各任命権者間の均衡を図り、公正かつ客観的な選抜を行わなければならない。

4 採用

(1) 採用の方法

職員の採用は、原則として競争試験によるものとする。

ただし、職員の試験及び選考に関する規則(以下「試験選考規則」という。)第2

条で定める職については選考によることができる。

- (2) 競争試験
 - 種類
 - ア東京都職員I類A採用試験
 - イ 東京都職員 I 類 B 採用試験
 - ウ 東京都職員Ⅱ類採用試験
 - 工 東京都職員Ⅲ類採用試験
 - 才 東京都職員獣医採用試験
 - 力 東京都職員薬剤採用試験

なお、平成18年度以前の東京都職員 I 類採用試験については、東京都職員 I 類 B 採用試験に読み替えるものとする。

② 受験資格及び方法

受験資格及び方法については、それぞれの採用試験案内で定める。

なお、東京都職員獣医採用試験及び東京都職員薬剤採用試験は、東京都職員 I 類 B採用試験の一部として実施する。

- (3) 選考
 - ① 東京都職員キャリア活用採用選考
 - ア 採用選考職

選考により採用することができる職は、職務分類基準(I)2級職及び3級職とする。

イ 選考の基準及び方法

選考の基準及び方法については、採用選考案内で定める。

② 東京都職員経験者採用選考

ア 採用選考職

選考により採用することができる職は、職務分類基準(I)1級職、2級職及び3級職とする。

イ 選考の基準及び方法

選考の基準及び方法については、採用選考案内で定める。

- ③ その他の選考
 - ア 採用選考職

選考により採用することができる職は、次のとおりとする。

- (ア) 試験選考規則第2条第1号、第2号に定める幹部職員の職
- (イ) 試験選考規則第2条第7号に定める職(任命権者の要請に応じ退職に引き続き外部の機関の職に就いている者を、改めて職員として採用する場合を除く)
- (ウ) 職務分類基準(I)2級職及び3級職
- (エ) 職務分類基準(I) 1級職のうち別表4に定める職(別表6の基準により

採用する場合にあっては、1級職のうち獣医及び薬剤を除く職)

- (t) 職務分類基準(II) 1級職
- (h) 職務分類基準 (III) 1級職
- (キ) その他人事委員会が特に認める職

イ 選考の基準

選考の基準は、職務の級、採用の区分及び職種に応じて経歴、学歴、知識、技能等について次のとおり定めるものとし、法令により特別の免許又は資格を必要とする職については、当該免許又は資格を要するものとする。

(7)	職務分類基準	(I)	4級職以上の職	別表 5
(1)	職務分類基準	(I)	1級職、2級職及び3級職	別表 6
(ウ)	職務分類基準	(I)	1級職 (I類B)	別表 7
(I)	職務分類基準	(I)	1級職(Ⅱ類)	別表8
(才)	職務分類基準	(I)	1級職(Ⅲ類)	別表 9
(力)	職務分類基準	(I)	1級職(看護教員)	別表9の2
(‡)	職務分類基準	(I)	1級職(助産師)	別表9の3
(1)	職務分類基準	(I)	1級職(看護師)	別表9の4
(ケ)	職務分類基準	(II)	1級職	別表10
(1)	職務分類基準	$({\rm I\hspace{1em}I\hspace{1em}I})$	1 級職	別表11

(サ) 4(3)③P(4)に定める職の選考の基準については、(7)から(コ)までの規定にかかわらず、別表12の2のとおりとする。

ウ 選考の方法

(ア) 選考は、被選考者の当該職の職務遂行能力の有無を判定するもので、その 方法は経歴評定、面接評定、筆記試験、実地試験、その他の方法により又は これらの方法をあわせ用いることにより行うものとし、別表 5 から別表11ま でに定めるとおりとする。

ただし、書類選考で十分能力が実証できる場合については、筆記試験等を 省略することができる。

- (4) 選考は、公募によることを原則とし、その方法については別表12に定めるとおりとする。ただし、職務分類基準(I)1級職について別表6の基準により選考を行う場合、2級職以上の職について選考を行う場合及び人事委員会が必要と認める場合は、公募によらないことができる。
- (ウ) 4(3) ③F(4) に定める職の選考の方法は、別表12の 2 に定めるとおりとする。
- (エ) 幹部職員の採用選考の方法については、別表13で定める方法を参考として 行うものとする。

工 専門職

専門職の採用選考の基準及び方法については、別に定める。

(4) 医療技術系職員の免許取得前の採用

医療技術系職員のうち別表14に定めるものについては、上記(3)②イの選考の基準にかかわらず、免許取得前に、同表で定める採用資格により採用することができる。

(5) 警視庁職員及び東京消防庁職員への一般基準の適用

警視庁職員及び東京消防庁職員への一般基準の適用については、「I類B」とあるのは「I類」と読み替えるものとする。

5 昇任

(1) 昇任選考の種類

昇任選考の種類は別表15に示すとおりとし、試験選考規則第3条第1項に定める 人事委員会の承認があったものとみなす。

(2) 選考基準及び方法

別表15に示す昇任選考の基準及び方法は次に定めるほか、実施細目等については、 それぞれの昇任選考実施要綱で定める。

ア 職務分類基準(I)4級職

別表16

イ 職務分類基準(I)2級職及び3級職

別表16の2

ウ 職務分類基準(Ⅱ)2級職以上の職

別表18

エ 職務分類基準(Ⅲ) 2級職、3級職及び5級職

別表19

(3) 一般管理職の管理職選考

ア 選考種別は、「A」及び「B」とする。

イ 選考は、「A」、「B」共に一次選考及び最終選考とし、それぞれ最終選考の合格をもって管理職選考合格者とする。

- ウ 上記ア、イの定めにかかわらず、管理職選考「A」又は「B」合格者により適任 者を得ることが困難な場合は、別表21で定める方法により選考することができる。
- エ 管理職選考合格者の昇任選考基準及び方法の経過措置については、別表16及び 別表16の2の定めにかかわらず、別表17のとおりとする。
- (4) 専門職への昇任選考

専門職への昇任選考の基準及び方法については、別に定める。

6 任用資格基準

(1) 職員を上位の職務の級に任用するための必要な最低資格年数は、別表20に定めるとおりとする。

ただし、管理職昇任選考合格者等、別に定める者については、それぞれの定めると ころによる。

- (2) 任用資格基準表に定める資格年数をその者の有する他の有用な経験年数をもって あてることができる場合の基準は、別に定める。
- (3) 任用資格基準表に定める資格年数を任用発令時に満たすものについては、人事委員会の承認を得て事前に試験又は選考の対象とすることができる。

7 専門職への採用及び昇任選考

専門職への選考の基準及び方法は、次のとおりとする。

- (1) 選考の対象となる職
 - ① 法務専門職

司法修習を修了した者又は弁護士法第5条により弁護士となる資格を有する者をもってあてる職で別表22のとおり。

② 医療専門職

医師及び歯科医師をもってあてる職で別表22のとおり。

③ 医療福祉専門職

病院等において、看護、調剤、臨床検査等の業務に従事する者をもってあてる職で別表22のとおり。

④ 研究専門職

試験研究機関等において試験研究及び調査研究業務に従事する者をもってあて る職で別表22のとおり。

⑤ 行政専門職

一般行政部門において特定の専門的知識・経験・能力を有する者をもってあてる職で別表22のとおり。

- (2) 選考基準
 - ① 採用選考基準 別表5に定めるとおりとする。
 - ② 昇任選考基準 別表16に定めるとおりとする。
- (3) 選考方法
 - ① 法務専門職、医療専門職及び研究専門職

アー次選考

当該職務に関連のある業績、経歴及び人物について、総合的に判定する。

業績評定……主として専門能力を、法務専門職にあっては当該職の業務に関連を有する法律事務、訴訟の業績等、医療専門職及び研究専門職にあっては当該職の研究業務に関連を有する発表論文、学術書、研究業績等により評定する。

経歴評定……主として当該職の業務遂行能力を、研究歴、業務経験等の経歴に より評定する。

人物評定……人物、識見、性格等を、面接、自己申告、職務記録より評定する。

イ 二次選考

- 一次選考合格者について、適格性を有するかどうかを総合的に判定して最終 合格者を決定する。
- ② 医療福祉専門職

アー次選考

当該職務に関連のある業績、経歴及び人物について、総合的に判定する。

(ア) 採用

当該職務に関連のある業績、経歴及び人物について、書類審査及び面接により総合的に判定する。

(イ) 昇任

専門職務における具体的な業務、職務遂行能力、態度等について審査 し、合格者を決定する。

イ 二次選考

一次選考の結果を総合的に判定し最終合格者を決定する。

③ 行政専門職

アー次選考

選考方法は次に定めるほか、実施細目等については選考実施要綱で定める。 専門職務における具体的な業務、職務遂行能力、態度等について審査し、合格 者を決定する。

イ 二次選考

一次選考合格者について、適格性を有するかどうかを総合的に判定して最終 合格者を決定する。

(4) 専門参事、専門理事

専門参事(部長級)、専門理事(局長級)の採用選考については、上記(2)及び(3)の選考基準及び方法により行うものとする。

8 都区交流による採用

都区交流による採用については、選考によることとし、次により行うものとする。

- (1) 種別
 - ① 一般交流
 - ② 幹部職員交流
- (2) 対象職員

交流事由に該当する職員とする。

(3) 選考の基準及び方法

別表23に定めるとおりとする。

9 保健所設置市との人事交流による採用

保健所設置市との人事交流による採用については、選考によることとし、次により行う ものとする。

(1) 対象職員

東京都との間で人事交流実施基準を定めている保健所設置市の保健所等において 保健衛生行政に従事する医師・歯科医師で、交流事由に該当する職員とする。

(2) 選考の基準及び方法

別表24に定めるとおりとする。

10 転職

(1) 転職事由

職員が①、②、③のいずれかの事由に該当する場合には、転職させることができる。

- ① 職制もしくは定数の改廃または予算の減少により、廃職または過員が生ずる場合
- ② 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、あるいはその職に必要な適格性を 欠き、転職をすることによりその障害を除去できる場合
- ③ 上記以外の業務上の必要がある場合
- (2) 転職前の職歴の通算

転職後、上位の職への昇任に際して、必要な資格期間を算出する場合は、転職前の 職種に在職する期間は原則として10割換算とする。

(3) 従前の取扱い

この一般基準制定前の「職員の転職に関する基準(46.3.31 決定)」により実施した基準6の転職の取扱いについては、従前のとおりとする。

(4) その他

その他上記の定めにより難い場合は、任命権者が別に定める。

11 委任

職員の競争試験及び選考の委任に関する規則(以下「委任規則」という。)第4条に基づき、任命権者に委任する選考は次のとおりとする。

- (1) 採用
 - ① 職務分類基準(Ⅰ)1級職へのⅡ類及びⅢ類の採用選考
 - ② 職務分類基準(I)1級職への助産師区分及び看護師区分の採用選考のうち人事 委員会の承認を得たもの
 - ③ 職務分類基準(Ⅱ)1級職への採用選考
 - ④ 職務分類基準(Ⅲ) 1級職への採用選考
 - ⑤ 都区交流による採用のうち人事委員会の承認を得たもの
 - ⑥ 保健所設置市との人事交流による採用のうち人事委員会の承認を得たもの
 - ⑦ 4(3)③ア(4)に定める職の採用選考
 - ⑧ 上記以外の選考で、人事委員会の承認を得たもの
- (2) 昇任

別表15に記載のとおりとする。

- (3) 一般管理職の管理職選考
 - ① 最終選考については、任命権者に委任する。
 - ② 任命権者は、管理職選考委員会を設置し、管理職選考「A」の最終選考及び管理 職選考「B」の最終選考を行うものとする。
 - ③ 管理職選考委員会の設置及び運営については、別表25に準じて任命権者が定め

るものとする。

(4) 専門職選考

- ① 一次選考については、任命権者に委任する。
- ② 任命権者は、専門職審査会を設置し、一次選考を行うものとする。ただし、医療 福祉専門職の一次選考のうち採用は、任命権者が上記 7(3)②により行うものとする。
- ③ 専門職審査会の設置及び運営については、別表26に準じて任命権者が定めるものとする。
- (5) その他

上記以外の選考で、人事委員会が特に委任するもの。

12 委任に伴う選考の承認及び報告

(1) 選考の承認

この一般基準により、選考の基準及び方法を定めているものについては、委任規則 第5条第1項に定める人事委員会の承認があったものとみなす。

(2) 実施要綱の承認

上記(1)にかかわらず、別表15に示す昇任選考のうち、次に定めるものについては、 事前に実施要綱等細目の承認を必要とする。

- ① 職務分類基準(I)2級職への昇任選考(准看護師2級職選考に限る。)
- ② 職務分類基準(I)3級職への昇任選考
- ③ 職務分類基準(I)4級職への昇任選考(行政専門職選考の一次選考に限る。)
- ④ 職務分類基準(Ⅱ)2級職、3級職及び4級職への昇任選考
- ⑤ 職務分類基準(Ⅲ) 2級職、3級職及び5級職への昇任選考
- (3) 結果報告の様式

任命権者は、選考の結果報告について、別に定める様式により行うものとする。

13 定年前再任用についての適用除外

職員を定年前再任用する場合の選考の対象となる職、選考基準及び選考方法については、この一般基準にかかわらず、任命権者が別に定める。

- 14 任期付職員及び任期付研究員の取扱い
 - (1) 任期付職員(4条任期付職員を除く。)及び任期付研究員の採用の方法等
 - ① 承認等の手続き

任命権者が任期付職員(4条任期付職員を除く。)及び任期付研究員を採用する場合に人事委員会の承認申請等を行うにあたっては、別表27に定める手続きによるものとする。

② 選考方法

選考方法は任命権者が別に定める。

(2) 4条任期付職員の採用の方法等

① 採用の方法

原則として、競争試験によるものとする。ただし、人事委員会が認める場合に

は、選考によることができる。

受験資格及び試験方法又は選考の基準及び選考方法については、採用試験案内又は採用選考案内で定める。

② 委任

人事委員会が認める場合には、採用試験及び採用選考の実施権限を任命権者に 委任することができる。

(3) 任期付職員及び任期付研究員に関する適用除外

任期付職員及び任期付研究員には、上記(1)及び(2)を除き、この一般基準は適用しない。ただし、一般任期付職員及び4条任期付職員には、別表1から別表3までを適用する。

15 会計年度任用職員の取扱い

(1) 採用の方法

会計年度任用職員の採用は、選考によるものとする。

(2) 委任

各職の選考は、任命権者に委任する。

- (3) 選考の基準及び選考方法
 - ① 選考基準

当該業務に必要な能力を有する者

② 選考方法

選考は、被選考者の当該職の職務遂行能力の有無を判定するもので、その方法は経歴評定、面接評定、筆記試験、実地試験、その他の方法により又はこれらの 方法をあわせ用いることにより、任命権者が定めるものとする。

(4) 委任に伴う選考の取扱い

上記(3)により、選考の基準及び方法については、委任規則第5条第1項に定める人事委員会の承認があったものとみなす。また、任命権者は、選考の結果報告について、別に定める様式により行うものとする。

(5) その他

その他会計年度任用職員の任用については、人事委員会の承認を得て、任命権者 が別に定める。

(6) 会計年度任用職員に関する適用除外 会計年度任用職員は、上記(1)から(5)までを除き、この一般基準を適用しない。

16 退職派遣者の取扱い

公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する条例(平成13年東京都条例第133号)第

10条に規定する団体への退職派遣者については、東京都職員とみなし、かつ、派遣期間を 都職員としての在職期間とみなしてこの一般基準中、昇任に関する事項を適用する。 在職期間の取扱いについては、退職派遣者が都に復帰した後においても、また同様とする。

17 その他

その他この一般基準の定めにより難い場合は、別に定める(10(4)に該当する場合を除く。)。

付則

- (1) この一般基準は、人事委員会議決の日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。
- (2) この一般基準の制定により、制定前の以下の基準等は廃止する。

「職員の昇任等に関する基準」= (47.3.23 決定)

「職員の昇任等に関する基準の実施細目」=(47.3.23 決定)

「主任級以上の職への採用及び昇任の選考基準等について」=(47.3.23 決定)

「専門職選考の基準及び一次選考の権限委任について」= (48.3.15 決定)

「職員の選考に関する実施細則」=(47.3.23 決定)

「個別採用の選考基準及び方法」=(51.9.28 決定)

「都区交流による採用選考基準について」= (49.2.7決定)

「職員の転職に関する基準」= (46.3.31 決定)

「採用選考基準」= (47.3.23 決定)

「運輸系転職選考基準」= (47.3.23 決定)

「主任級の職への昇任選考基準等について」=(61.1.16 決定)

「運輸系主任級の職への昇任選考基準等について」=(61.1.29 決定)

(3) 平成28年4月1日適用の一般基準の改正により、以下の基準等は廃止する。 「専門職の職員の一般管理職への任用に関する基準」(平成20年3月10日決定) 「地方公務員法の施行に伴う職員の任用制度の暫定措置について」(昭和28年2月19日 決定)

附則

- 1 この一般基準は、令和7年4月1日から適用する。
- 2 暫定再任用(職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年東京都条例 第75号)附則第3条第1項若しくは第2項又は第4条第1項若しくは第2項の規定に より定年退職者等を新たに職員の職に任命することをいう。)は、基準2(9)の定年前 再任用とみなして、基準13の規定を適用する。

(参考) 職務の級の変更等に伴う新旧対照表

			職	 務	の <i>約</i>	 及		
区分	昭和61年 4月1日 ~	平成元年 4月1日 ~	平成8年 4月1日 ~	平成18年 4月1日 ~	平成21年 4月1日 ~	平成25年 4月1日 ~	平成27年 4月1日 ~	平成28年 4月1日 ~
	1級	10級	職	9級職	8級職	7級職	6 級職	
	2級	9級	職	8級職	7級職	6級職	5 剎	及職
	特3級	8級	職	7級職	6級職	- Art mile	A SCHE TOLIN	
職務	3級	7級	職	6級職	5級職	5級職	4級職	
分 類	特4級	6級	職	5級職	4級職	4級職	3級職	
基 準 (I)	4級	5級職		4級職	3級職	3級職	3 形	又相以
	特5級	4級	職	3級職	2級職	2級職	2 約	及職
	5 級	3級職		2級職				
		2級	2級職		1級職	1級職	1級職	
	6級	1級	職	1級職				
					4 á	汲 職		
職務	1級	4級職	3 卷			及 職		
分 類基 準	特2級	3級職			2	汲 職		
(Π)	2級	2級職			1 $\acute{\pi}$	汲 職		
	3級	1級職				1		1
								6級職
	特1級	8級職		6級職		5級職	4級職	5級職
	1級	7級職		5級職		, (while		
파바 코슈	特2級	6級職		4級職		4級職	3級職	4級職
職 済 類	2級	5級職		3級職		3級職	O /T 115h	
分 類 基 準 (Ⅲ)	特3級	4級職		2級職		2級職	2級職	- √77. H∀b
(m)	3級	3級職 2級職		1級職		1級職	1級職	->3 級職
		△州汉州政					,	→2級職
	4級	1級職						1級職
ままれる マケー	1 //2	1 //A1HA				ე ⊻	及職	± ///^1H/4
職				O (27 17%)				
基 (IV)				2級職			汲職	
(17)				>1 級職		1 治	汲職	

職務分類基準表

職務分類基準(I)

職務の級	職務
6級職	局長及びこれに相当する職の職務
5級職	部長及びこれに相当する職の職務
4級職	課長及びこれに相当する職の職務
3級職	課長代理及びこれに相当する職の職務
2級職	主任及びこれに相当する職の職務
1級職	主事及びこれに相当する職の職務

(適用職種)

事務、法務、司書、史料編纂、通訳、速記、指導主事、管理主事、社会教育、福祉、心理、福祉技術、補装具製作

土木、建築、機械、電気、ICT、環境検査、林業、畜産、水産、造園、海洋技術、 農業技術、獣医、職業訓練、写真、体育指導、武道指導、音楽指導、鑑識技術、 衛生監視、無線通信、運転免許試験、学芸研究、交通技術、理工技術、航空機械技術 医師、歯科医師、薬剤、診療エックス線、歯科衛生、歯科技工、マッサージ、理学療法、 作業療法、視能訓練、衛生検査、栄養士、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射 線、医療技術、臨床検査

(R1.12.1)

職務分類基準(Ⅱ)

職務の級	職務			
4級職	統括技能長及びこれに相当する職の職務			
3級職 技能長及びこれに相当する職の職務				
2級職 技能主任及びこれに相当する職の職務				
1級職	技能主事及びこれに相当する職の職務			

(適用職種) 自動車運転、海技、自動車整備、機械管理、技能 I 、技能 II 、 事務(業務)、業務

(H28.4.1)

職務分類基準(Ⅲ)

職務の級	職務
6級職	運輸管理職のうち、部長及びこれに相当する職の職務
5級職	運輸管理職のうち、課長及びこれに相当する職の職務
4級職	課長代理及びこれに相当する職の職務
3級職	助役及びこれに相当する職の職務
2級職	グループリーダー及びこれに相当する職の職務
1級職	運輸主事及びこれに相当する職の職務

(適用職種) 電車運輸、自動車運輸、運輸技術、運輸業務

別表 2

現に存する職の職務と職務分類基準との対応

職務分類基準(Ⅰ)との対応

職務の級	職務	現に存する職の職務
6級職	局長及びこれに相当 する職の職務	局長、技監、理事等職層名として理事又は専門理事の名称を有す る職員が従事する職の職務
5級職	部長及びこれに相当 する職の職務	部長(担当部長を含む)、行政機関の長等職層名として参事又は専 門参事の名称を有する職員が従事する職の職務
4級職	課長及びこれに相当 する職の職務	課長(統括課長及び担当課長を含む)、行政機関の課長等職層名と して副参事又は専門副参事の名称を有する職員が従事する職の職 務
3級職	課長代理及びこれに 相当する職の職務	行政機関の課長代理等、それぞれ組織を定める規程等に定めのあるもので、職層名として主事の名称を有する職員が従事する職の職務
2級職	主任及びこれに相当 する職の職務	行政機関の主任等、それぞれ組織を定める規程等に定めのあるもので、職層名として主事の名称を有する職員が従事する職の職務
1級職	主事及びこれに相当 する職の職務	上記2級職及び3級職を除き、この職務分類基準の対象となる職種で、職層名として主事の名称を有する職員が従事する職の職務

職務分類基準(Ⅱ)との対応

職務の級	職務	現に存する職の職務					
4級職	統括技能長及びこれに 相当する職の職務	統括技能長及び監視長等の職務					
3級職	技能長及びこれに相当 する職の職務	技能長、副監視長及び担任技能長等の職務					
2級職	技能主任及びこれに相 当する職の職務	技能主任及び巡視主任等の職務					
1級職	技能主事及びこれに相 当する職の職務	上記2級職、3級職及び4級職を除き、この職務分類基準の対象となる職種で、職層名として主事の名称を有する職員が従事する職の職務					

職務分類基準(Ⅲ)との対応

職務の級	職務	現に存する職の職務
6級職		電車部長、自動車部長等で職層名として参事の名称を有する職員が従事する職の職務
5 級職	ち、課長及びこれ	乗務管理所長、駅務管区長、総合指令所長、電車営業所長、自動車営業所長、電車部営業課長、同運転課長、同担当課長、自動車部計画課長、同営業課長、同担当課長等で職層名として副参事の名称を有する職員が従事する職の職務
4 級職		組織を定める規程等に定めのある課、乗務管理所、駅務管区、 総合指令所及び営業所の副所長、区長、課長代理並びにこれら に相当する職の職務
3級職		組織を定める規程等に定めのある課、乗務管理所、駅務管区、 総合指令所及び営業所の助役並びにこれらに相当する職の職務
2級職		組織を定める規程等に定めのある課、乗務管理所、駅務管区、 総合指令所及び営業所のグループリーダー並びにこれらに相当 する職の職務
1級職		上記2級職、3級職及び4級職を除き、この職務分類基準の対象となる職種で、職層名として主事の名称を有する職員が従事する職の職務

別表 3

職 種 表

		1		
区分	職種	職種 番号	職務名	備考
	事 務	101	一般事務	一般行政事務の職務
	法 務	161	法務	総務局総務部における法務に関する専門的事務の 職務
事	司 書	166	司 書	都立図書館等における司書の職務
7	史料編纂	167	史料編纂	総務局公文書館における史料編纂の職務
務	通 訳	168	通訳	警視庁及び消防庁における通訳の職務
	速記	169	速記事務	議会局における速記の職務
系	指導主事	191		教育庁における学校教育に関する専門的事務の職 務
	管理主事	192		教育庁における学校職員の人事に関する専門的事 務の職務
	社会教育	196	社会教育	教育庁等における社会教育主事補の行う職務
	福 祉	701	福祉	福祉関係施設等における相談、指導、育成、養護等 の職務
福	心理	228	心理技術	福祉局等における心理判定、心理治療、心理指導 等の職務
祉系	福祉技術	318	福祉技術	心身障害者福祉センター、病院等における心身障 害者の社会復帰のための指導、訓練等の職務
	補 装 具 製 作	324	補 装 具 製作技術	義肢装具の製作等に関する職務
	土 木	201	土木技術	土木に関する計画、設計、工事監督等の職務
	建築	202	建築技術	建築に関する計画、設計、工事監督等の職務
一般技	機 械	203	機械技術	機械に関する計画、設計、工事監督、保守管理等の職務
術系	電気	204	電気技術	電気に関する計画、設計、工事監督、保守管理等の職務
	І С Т	205	情報通信 技 術	情報通信技術の職務

区分	職種	職種番号	職務名	備考
	環境検査	326	環境検査 技 術	大気及び水質等の検査、測定及び分析等の職務
	林 業	215	林業技術	産業労働局、水道局等における造林、治山、林道 等に関する職務
	畜 産	216	畜産技術	産業労働局等における畜産に関する指導、試験、 研究等及び建設局における動物飼育等の職務
_	水 産	217	水産技術	産業労働局等における水産に関する指導、試験、 研究等の職務
般	造	218	造園技術	建設局等における公園緑地等の設計、施工監督、 管理の職務
技	海洋技術	ī 239	海洋技術	教育庁教育実習船における乗組員の行う海洋技術 に関する職務
術	農業技術	Î 240	農業技術	産業労働局等における農事、農芸化学、蚕糸等に 関する指導、試験、研究等の職務
系	獣医	301	獣医師	獣医師の職務
	職業訓練	302	職業訓練 指 導	職業能力開発センター等における職業訓練指導等の 職務
	写 真	306	写真技術	政策企画局における写真技術の職務
	体育指導	307	体育指導	警視庁における体育指導の職務
	武道指導	308	武道指導	警視庁における柔道、剣道の指導の職務
	音楽指導	309	音楽指導	警視庁音楽隊の隊長の行う職務

区分	職種	職種番号	職務名	備 考			
	鑑識技術	310	鑑(化理鑑殊指 技医·文·真)	警視庁における犯罪捜査の理化学鑑識に関する職 務			
_	衛生監視	325	衛生監視	食品衛生及び環境衛生に関する許認可及び監視等の職務			
般	無線通信	316	無線通信 技 術	産業労働局等における無線通信技術の職務			
技術	運転免許 試 験	317	自 動 車 運転免許 試 験 官	警視庁運転免許試験場における自動車の運転免許 試験に関する職務			
系	学芸研究	319	学芸員	文化財・博物館等に関する許認可及び指導等の職 務			
	交通技術	321	交通技術	警視庁における交通規制及びそれに関連する諸施 設の調査、研究の職務			
	理工技術	322	理工技術	理工系試験研究機関等における試験、調査研究、 指導等に関する職務			
	航空機械 技 術	323	航空機械 技 術	警視庁におけるヘリコプターの整備の職務			
	医 師	401	医師	医師の職務			
	歯科医師	402	歯科医師	歯科医師の職務			
医療技	薬剤	411	薬剤師	保健医療局における薬事に関する指導監督及び病 院等における調剤、薬剤管理業務の職務			
	診 療 エックス 線	412	診 ボックス 線 技 師	病院等における診療の用に供するエックス線の取 扱いに関する職務			
	歯科衛生	413	歯 科	病院等における歯牙及び口腔の疾患の予防処置に 関する職務			

区分	職種	職種番号	職務名	備考
	歯 科 技 工	414	歯 科技工士	病院等における義歯及び矯正装置の作製、修理、 加工に関する職務
	マッサージ	415	マッサージ 技 術	病院等におけるマッサージの職務
	理学療法	416	理 学療法士	身体に障害のある者に対し、物理的手段を通して 基本的動作能力の回復を図るための職務
	作業療法	417	作業療法士	心身に障害のある者に対し、応用的動作能力社会 的適応能力の回復を図るための作業を行わせる職 務
医医	視能訓練	418	視 能訓練士	視機能に障害のある者に対し、回復を図るための 矯正訓練及び検査を行う職務
療	衛生検査	421	衛生検査 技 術	健康安全研究センター等における各種の生化学的 検査を行う職務
技	栄養 士	422	栄養 士	栄養士の職務
Abr	保健師	423	保健師	保健師の職務
術 	助 産 師	424	助産師	助産師の職務
系	看 護 師	425	看 護 師	看護師の職務
	准看護師	426	准看護師	准看護師の職務
	診 療放射線	427	診療放射 線技師・ 放射線 横(警視 庁)	病院等における診療の用に供する放射線の取扱い に関する職務
	医療技術	428	医療技術	医療系研究機関、病院等における調査研究、臨床 技術に関する職務
	臨床検査	429	臨床検査 技 師	健康安全研究センター、病院等における生化学的 検査及び生理学的検査等を行う職務

区分	職種	職種 番号	職務名	備考	
	自 動 車 運 転	506	自動車運転	庁有車の運転の職務	
	海 技	507	海 技	船舶乗組員の行う職務	
	自 動 車 整 備	512	自動車	庁有車の整備の職務	
	機械管理	517	機械管理	ボイラー、冷凍機器等の操作、保守、管理の職務	
		552	電話交換	電話交換の職務	
 技		553	巡視	庁舎等の巡回監視、公害監視補助等の職務	
	技 能 I	556	設備管理	#管理 港湾局等における諸設備の保守管理船舶関係の 備の職務	
能		555	動物飼育	建設局動物園等における動物飼育の職務	
	[550]	554	食肉処理	中央卸売市場食肉市場におけると畜解体の職務	
系		551	一般技能	土木又はこれに準ずる技能職場において困難な 業務に従事する技能職員の職務	
		564	設備管理	建設局の水門等の施設における諸設備の保守管理 の職務	
	技 能 Ⅱ	563	農園芸	建設局の公園、産業労働局の試験機関等における 農芸、園芸、家畜管理の職務	
		562	病院施設調 理	福祉施設、病院等における調理の職務	
	[560]	565	給食調理	学校における給食調理の職務	
		561	一般技能	上記を除くその他の技能職員の職務	
業務	事 務 (業務)	591	一般事務 (業務)	事務等の補助の職務	
系	業務	592	一般業務	事務等の補助の職務	

(R4.7.1)

区分	職種	職種番号	職務名	備考	
		681	鉄道事務	交通局における地下高速電車及び電車営業所の営業及び運 転部門の指導、助役、区長の職務	
		682	電車運転	交通局における地下高速電車運転の職務	
		683	電車車掌	交通局における地下高速電車車掌の職務	
	電車運輸	684	鉄道営業	交通局における地下高速電車の旅客案内、出札、集改札等 の職務	
運		685	電車運転 (路面)	交通局における路面電車運転の職務	
連転 1			交通局におけるモノレール運転の職務		
輸		687	運輸事務	交通局の自動車営業所における運輸事務の職務	
系	自動車運輸	688	自動車運転 (バス)	交通局におけるバス運転の職務	
		689	事故防止	交通局自動車営業所における事故防止の職務	
	運輸技術	690	交通技術 (運輸)	交通局における地下高速電車、自動車車庫等の保守部門の 交通技術の職務	
	是 制 1 又 1 内	691	交通技能	交通局における自動車整備、電車整備等の職務	
	運輸業務	670	運輸業務	交通局における助役等の補助の職務	

(R5.2.20)

(参考) 職種別採用方法・行政系1級職

(除く、警視庁、東京消防庁分)

職種 -		採用試験・採用選考の区分				
	400 7里	I類A	I類B	Ⅱ類	Ⅲ類	その他
	事務	0	0		0	
事務	司書◇		0	0	A	
系	速記◇			A	•	
	社会教育◇		A			
	福祉◇		Δ	A	•	
福祉	心理◇		0	0		
系	福祉技術◇		Δ	A		
	補装具製作◇				A	
	土木	0	0		0	
	建築	0	0		0	
	機械	0	0		0	
_	電気	0	0		0	
般	ICT		0			
技術	環境検査		0	0	0	
系	林業		0	0	A	
	畜産		0	0	A	
	水産		0	0	A	
	造園		0	0	A	

	職種		採用試験・採用選考の区分					
	州以 1里	I類A	I類B	Ⅱ類	Ⅲ類	その他		
	海洋技術◇				A			
	農業技術		Δ	A	A			
	獣医					0		
—	職業訓練◇		Δ	A	A			
技	写真◇		Δ	•	•			
術系	衛生監視		0	0				
	無線通信◇			A	A			
	学芸研究		Δ					
	理工技術◇		Δ	A				

(凡例)	

- 競争試験・人事委員会実施
- △ 選 考・人事委員会実施
- ▲ 選 考・任命権者実施
- ◇ 国籍要件除外職種

職種		採用試験・採用選考の区分					
	400 代生	I類A	I類B	Ⅱ類	Ⅲ類	その他	
	薬剤◇					0	
	歯科衛生◇			A	A		
	歯科技工◇			A			
	マッサージ◇				A		
	理学療法◇			A			
	作業療法◇			A			
医	視能訓練◇			•			
療技	衛生検査◇		0	0			
術	栄養士◇		0	0			
系	保健師◇		0	A		Δ	
	助産師◇					$\triangle \blacktriangle$	
	看護師◇					$\triangle \blacktriangle$	
	准看護師◇				A		
	診療放射線◇			•			
	医療技術◇		Δ	A			
	臨床検査◇		0	A			

(注)

- 1 薬剤は、薬剤A (病院等における調剤等の職務) のみ国 籍要件を解除
- 2 別表6の選考基準により採用する場合を除く。

採用選考職種

I類B	通訳、社会教育、福祉、福祉技術、農業技術、
	職業訓練、写真、体育指導、武道指導、運転免許試験、交通技術、
	鑑識技術、学芸研究、理工技術、航空機械技術、医療技術

Ⅲ類速記、福祉、福祉技術、農業技術、職業訓練、写真、無線通信、理工技術、診療放射線、歯科衛生、歯科技工、理学療法、作業療法、視能訓練、医療技術、保健師、臨床検査

Ⅲ類 司書、速記、福祉、補装具製作、林業、畜産、水産、造園、海洋技術、農業技術、職業訓練、写真、無線通信、航空機械技術、歯科衛生、マッサージ、准看護師

助産師 助産師	
---------	--

看護師 看護師

(R5.2.20)

職務分類基準(I) 4級職以上の職への採用選考基準及び方法

		一般管理職		摘 要
	副参事	参事	理事	1 研究歴の取扱いについて
	4級職(課長級)	5級職(部長級)	6級職(局長級)	(イ) 研究歴については、当該
	大学卒業後の事務又は技術の従	大学卒業後の事務又は技術の従	大学卒業後の事務又は技術の従	職位の研究業務と関連する
	事歴が 14 年以上の者	事歴が 20 年以上の者	事歴が 23 年以上の者	ことを必要とする。
				(ロ) 研究歴には、博士課程及
	(書類選考、面接等)	(書類選考、面接等)	(書類選考、面接等)	び修士課程の期間、並びに大
		専 門 職		学及び都以外の研究所にお
	専門副参事	専門参事	専門理事	ける有用な研究期間を通算
	4級職(課長級)	5級職(部長級)	6級職(局長級)	することができる。
	司法修習を修了した者若しくは	司法修習を修了した者若しくは	司法修習を修了した者若しくは	(ハ) ①又は②に相当する能力
法数	弁護士法第5条により弁護士と	弁護士法第5条により弁護士と	弁護士法第5条により弁護士と	を有する者とは、①及び②に
務専	なる資格を有する者で大学卒業	なる資格を有する者で大学卒業	なる資格を有する者で大学卒業	準じた資格年数を有する者
門門	後 10 年以上の者	後 18 年以上の者	後 21 年以上の者	が、研究歴及び実務経験にお
職	(専門職審査会)	(専門職審査会)	(専門職審査会)	いて顕著な業績を有すると
1	EE O E DI L O T	EE 10 FN L 0 T	EE 10 FN L 0 #	人事委員会が認めた者をい
医	医歴9年以上の者	医歴 16 年以上の者	医歴 19 年以上の者	う。
療専				
1 -				2 医学博士の学位を有する者
門職	(声明啦宏木人)	(声明啦宏木人)	(東明聯索本人)	を医師をもってあてる職に採
収	(専門職審査会)	(専門職審査会)	(専門職審査会)	用する場合には、医歴の資格年
医	大学卒業後の当該職務の従事歴	大学卒業後の当該職務の従事歴	大学卒業後の当該職務の従事歴	数をそれぞれ1年短縮するこ
療	が 14 年以上の者	が 20 年以上の者	が 23 年以上の者	とができる。
福祉				
中中				3 医師のうちインターン修了
肖		(to steep to the late)		者は、医歴の資格年数をそれぞ
職	(書類選考、面接等)	(書類選考、面接等)	(書類選考、面接等)	れ1年短縮することができる。
	①博士課程を修了し研究歴が9	 ①博士課程を修了し研究歴が 15	①博士課程を修了し研究歴が 18	
研研	年以上の者	年以上の者	年以上の者	
完	②大学卒業後の研究歴が 14 年以	②大学卒業後の研究歴が 20 年以	②大学卒業後の研究歴が 23 年以	
専	上で技術士の資格を有する者	Book Long Long	Lの者	
門門	③①又は②に相当する能力を有	③①又は②に相当する能力を有	③①又は②に相当する能力を有	
職	する者	する者	する者	
123	(専門職審査会)	(専門職審査会)	(専門職審査会)	

(H27.4.1)

職務分類基準 (I) 1級職、2級職及び3級職 への採用選考基準及び方法

主事								
1級職	2級職(主任級)	3級職(課長代理級)						
大学院の修士課程を修	大学卒業後の事務又は	大学卒業後の事務又は技術の従事歴が10年以上の						
了した者又はこれに相	技術の従事歴が5年以	者						
当する能力を有する者	上の者	ただし、下記の職については、それぞれの定め						
		るところによる。						
(書類選考、面接等)	(書類選考、面接等)	①医師をもってあてる職						
		医師免許を有する者						
		②司法修習を修了した者等をもってあてる職						
		司法修習を修了した者又は弁護士法第5条によ						
		り弁護士となる資格を有する者						
		(書類選考、面接等)						

(H27.4.1)

職務分類基準(I)1級職(I類B)への

採用選考基準及び方法

			選考の基準及び方法				
Į	職 種 	給料	経歴・資格・免許	年齢 (未満)	方法		
a	通訳	行 (一) 1	大学を卒業し、通訳に必要な専門知 識を有する者	40	書類選考		
事 務 系	社会教育 (社会教育 主事補)	行 (一) 1	①大学を卒業し、社会教育法第9条の4第3号に定める社会教育に関する科目の単位を修得した者 ②社会教育法第9条の5に定める講習を修了した者 ただし、体育を専門とする大学卒業者にあっては講習受講見込みの者	30	書類選考		
	福 祉	行 (一) 1	社会福祉士、精神保健福祉士、保育 士、児童指導員、児童自立支援専門 員の資格を有する者及びこれらの資 格を取得見込みの者	22~40	書類選考 筆記、面接		
福祉系	福祉技術	行 (一) 1	①大学に、	40	書類選考		

(R5.2.20)

	襳 種		選考の基準及び方法				
耶		給料	経歴・資格・免許	年齢 (未満)	方法		
	農業技術	行 (一) 1	大学において職務と関連ある学科 を卒業した者及びこれに準ずる者	40	書類選考		
	職業訓練	行 (一) 1	大学又は職業能力開発総合大学校 若しくは職業能力開発大学校におい て職務に関連ある科目を修め卒業し た者で、職業訓練指導員免許を有する 者及び当該免許を受ける資格を有す る者	40	書類選考		
	写 真	行 (一) 1	大学の写真学科又はこれと関連あ る学科を卒業した者	40	書類選考		
	体育指導	行 (一) 1	大学の体育学科又はこれと関連あ る学科を卒業した者	30	書類選考		
一 般	武道指導	行 (一) 1	武道指導に従事する者として必要 な知識技能及び適格性を有する者	40	書類選考		
技	運転免許 試 験	行 (一) 1	運転免許試験官として必要な自動 車の運転技能、運転適性及び自動車の 構造、道路交通法令に関する高度な知 識を有する者	40	書類選考		
術系	交通技術	行 (一) 1	大学の交通土木工学科又は交通工 学に関連ある学科を卒業した者	40	書類選考		
	鑑識技術 (法医・化 学・物理・ 文書鑑定・ 特殊 指紋)	行 (一) 1	大学において法医、化学、物理、文書鑑定、特殊写真、指紋等犯罪捜査の 理化学鑑識に関連ある学科を卒業し た者	40	書類選考		
	学芸研究	行 (一) 1	大学を卒業し、学芸員の資格を有す る者	40	書類選考		
	理工技術	行 (一) 1	大学において職務と関連ある学科 を卒業した者	40	書類選考		
	航空機械 技 術	行 (一) 1	航空整備士の技能証明取得後5年 以上経過している者	40	書類選考		

(H18.4.1)

			選考の基準及び方法				
耶	養	給料	経歴・資格・免許	年齢 (未満)	方法		
医療技術系	医療技術	医 (二) 1	大学において職務と関連ある学科 を卒業した者	40	書類選考		

(H22.4.1)

職務分類基準(Ⅰ)1級職(Ⅱ類)への

採用選考基準及び方法

			選考の基準及び方	· 法	
F	養 種	給料	経歴・資格・免許	年齢 (未満)	方法
事務系	速記	行 (一) 1	短大を卒業した者で、速記技術に堪能 な者	35	実技・面接
福祉	福祉	行 (一) 1	社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、 児童指導員、児童生活支援員又は児童 自立支援専門員の資格を有する者 短大を卒業した者で、社会福祉関連事 業経験2年以上の者	20~35	筆記・面接
系	福祉技術	行 (一) 1	短大において職務と関連ある学科を 卒業した者	30	筆記・面接
_	農業技術	行 (一) 1	短大において職務と関連ある学科を 卒業した者	30	筆記・面接
般 技	職業訓練	行 (一) 1	短大又は職業能力開発短期大学校に おいて職務に関連ある科目を修め卒 業した者で、職業訓練指導員の免許を 有する者及び当該免許を受ける資格 を有する者	40	筆記・面接
	写 真	行 (一) 1	短大の写真学科又はこれと関連ある 学科を卒業した者	40	実技・面接
術 	無線通信	行 (一) 1	短大を卒業し、無線従事者の免許を有 する者	40	筆記・面接
系	理工技術	行(一)1	短大において職務と関連ある学科を 卒業した者	30	筆記・面接

					選考の基準及び方	法	
耶	種	給	料	料	経歴・資格・免許	年齢 (未満)	方法
	診 療 放射線	医	(<u> </u>	1	診療放射線技師の免許を有する者	40	筆記・面接
医療	歯科衛生	医	(二)	1	歯科衛生士の免許を有する者 (修業年限3年以上(※)の歯科衛生 士養成施設を卒業した者に限る) (※)平成22年3月31日入学者までは 修業年数2年以上	40	筆記・面接
	歯科技工	医	(<u> </u>	1	歯科技工士の免許を有する者	40	筆記・面接
技	理学療法	医	(二)	1	理学療法士の免許を有する者	45	筆記・面接
	作業療法	医	(二)	1	作業療法士の免許を有する者	45	筆記・面接
術	視能訓練	医	(二)	1	視能訓練士の免許を有する者	45	筆記・面接
	医療技術	医	()	1	短大において職務と関連ある学科を 卒業した者	30	筆記・面接
系	保健師	医	(三)	1	保健師免許を有する者	45	筆記・面接
	臨床検査	医	(二)	1	臨床検査技師の免許を有する者	40	筆記・面接

職務分類基準(Ⅰ)1級職(Ⅲ類)への

採用選考基準及び方法

			選考の基準及び	ブ方法		
斯 	截 種	給料	経歴・資格・免許	年齢 (未満)	方 法	
事務	司書	行 (一) 1	高校を卒業し、司書又は司書補の資格を有する者	30	筆記・面接	
系	速	行 (一) 1	高校を卒業した者で、速記技術に堪 能な者	35	実技・面接	
福	福和	行 (一) 1	社会福祉士、保育士、児童指導員、 児童生活支援員又は児童自立支援専 門員の資格を有する者 高校を卒業した者で、社会福祉関連 事業経験2年以上の者	20~35	筆記・面接	
社 系	補装具製 作	行 (一) 1	高校を卒業した者で、義肢装具等を 製作する1年以上の養成所を修了し た者又は義肢装具等の制作に関しお おむね2年以上の実務経験を有する 者	40	実技・面接	
	林 業	行 (一) 1	高校の林学科又はこれと関連ある学 科を卒業した者	30	筆記・面接	
	畜 産	行 (一) 1	高校の畜産科又はこれと関連ある学 科を卒業した者	30	筆記・面接	
	 水	行 (一) 1	高校の水産学科又はこれと関連ある 学科を卒業した者	30	筆記・面接	
 - 般 技	造	行 (一) 1	高校の造園学科又はこれと関連ある 学科を卒業した者	30	筆記・面接	
	海洋技術	行 (一) 1	高校を卒業した者で、4級海技士(航海)・(機関)及び3級海技士(電子通信)のいずれかの免許を有し、実習船の指導員としてふさわしい者	40	筆記・面接	
	農業技術	行 (一) 1	高校において職務に必要な学科を卒 業した者	30	筆記・面接	
	職業訓練	行 (一) 1	職業訓練指導員の免許を有する者	40	筆記・面接	

mals to			選考の基準及び	選考の基準及び方法		
耵	強 種	給料	経歴・資格・免許	年齢 (未満)	方 法	
_	写 真	行 (一) 1	①高校の写真学科又はこれと関連ある学科を卒業した者 ②高校を卒業した者で、職務と関連ある写真技術経験2年以上の者	40	実技・面接	
般技術	無線通信	行 (一) 1	高校を卒業し、無線従事者の免許を 有する者	40	筆記・面接	
系	航空機械 技 術	行 (一) 1	航空整備士の技能証明若しくは防衛 省における技能証明を有する者又は 航空整備技術者を養成する学校にお いて整備に関する課程を修了した者	40	実技・面接	
医療	歯科衛生	医 (二) 1	歯科衛生士の免許を有する者	40	筆記・面接	
技術	マッサージ	医 (二) 1	あん摩、マッサージ指圧師の免許を 有する者	40	筆記・面接	
系	准看護師	医 (三) 1	准看護師の免許を有する者	45	筆記・面接	

(H19.4.1)

別表9の2

職務分類基準(1)1級職(看護教員)への

採用選考基準及び方法

			選考の基準及び	方法	
	職種	給料	経歴・資格・免許	年齢 (未満)	方 法
医療技術系	保助看都専で導る師師師立門教に者を登ります。	医 (三) 1	次のいずれかに該当する者 (1) 保健師、助産務に送事ととる者に送事に送事ととない。 大変にはないのというではないであるというである。 (2) とのは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、の	65	書類選考

注) 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、表中の年齢「65」 とあるのは、次のとおりとする。

期間	年齢 (未満)
令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64

(R5.4.1)

別表9の3

職務分類基準(I)1級職(助産師)への

採用選考基準及び方法

助産師〈免許取得見込者〉

			選考の基準及び方法			
職	種	給料	経歴・資格・免許	年齢 (未満)	方	法
医療技術系	助産師	医(三)1	助産師免許を取得見込みの者	45	筆記、	面接

助産師〈免許取得者〉

TEAL CO			選考の基準及び方法			
	職種	給料	経歴・資格・免許	年齢 (未満)	方 法	
医療技術系	助産師	医(三)1	助産師免許を有する者	65	書類選考、 筆記、面接	

注) 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、表中の年齢「65」 とあるのは、次のとおりとする。

期間	年齢 (未満)
令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64

(R5.4.1)

別表9の4

職務分類基準(I)1級職(看護師)への

採用選考基準及び方法

看護師〈免許取得見込者〉

		選考の基準及び方法			
職 種 	給料	経歴・資格・免許	年齢 (未満)	方 法	
医 療 技 看護師 術 系	医 (三) 1	看護師免許を取得見込みの者	45	筆記、面接	

看護師〈免許取得者〉

THE TA			選考の基準及び方法			
職	種	給料	経歴・資格・免許	年齢 (未満)	方 法	
医療技術系	看護師	医 (三) 1	看護師免許を有する者	65	書類選考、 筆記、面接	

注) 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、表中の年齢「65」 とあるのは、次のとおりとする。

期間	年齢 (未満)
令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64

(R5.4.1)

別表 10

職務分類基準(Ⅱ)1級職への

採用選考基準及び方法

選考の基準及び方法				方法	
ļ Į	離 種	給料	経歴・資格・免許	年齢 (未満)	方 法
	自動車運転	行 (二) 1	自動車運転の免許を有する者	40	面接
技	海 技	行 (二) 1	海技士の免許を有する者又は当該 業務に必要な能力を有する者	50	面接
能	自動車整備	行 (二) 1	自動車整備士の技能検定に合格し た者	40	面接
	機械管理 行(二)1		当該業務に必要な免許を有する者	40	面接
系	技能I	行 (二) 1	当該業務に必要な能力を有する者	40	面接
	技能Ⅱ	行 (二) 1	当該業務に必要な能力を有する者	50	面接
業務系	業務	行 (二) 1	当該業務に必要な能力を有する者	65	面接

注) 令和 5 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの間において、表中の年齢「65」とあるのは、次のとおりとする。

期間	年齢 (未満)
令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64

(R6.1.12)

職務分類基準(Ⅲ) 1級職への

採用選考基準及び方法

	職種		職種給		選考の	選考の基準及び方法			
	職		任里	給料	経歴・資格・免許	年齢	方 法		
			電車車掌	交企 (二) 1	高校卒業以上の者	18 歳以 上 35 歳 未満	適性検査、クレペリン 検査、身体検査、面接		
) T	電車運輸		鉄道営業	交企 (二) 1	義務教育修了以上の者	18 歳以 上 35 歳 未満	適性検査、クレペリン 検査、身体検査、面接		
連			電車運転 (路面)	交企(二) 1	義務教育修了以上の者	18 歳以 上 35 歳 未満	適性検査、クレペリン 検査、身体検査、面接		
輸		加車 輸	自動車運転 (バス)	交企(二) の二1	義務教育修了以上の者 で大型自動車第二種免 許を有するもの		適性検査、実技、身体 検査、面接		
	運	交	保線	交企(二) 1	義務教育修了以上の者	18 歳以 上 40 歳 未満	適性検査、クレペリン 検査、身体検査、面接		
系	輸	通	電車 整備	交企(二) 1	義務教育修了以上の者	18 歳以 上 40 歳 未満	適性検査、クレペリン 検査、身体検査、面接		
	技術	技能	電気	交企 (二) 1	義務教育修了以上の者	18 歳以 上 40 歳 未満	適性検査、クレペリン 検査、身体検査、面接		

(R7.4.1)

職種		6V NO	選考の基準及び方法			
		任里	桁 村	経歴・資格・免許	年齢	方 法
運	交					
輸	通	自動車	1'X''1F. ()	義務教育修了以上の者 で普通自動車免許を有	上 40 歳	適性検査、身体検査、
技	技	整備	の二 1	するもの	未満	面接
術	能					
	運輸技	運 輸 技	運 交 輸 通 自動車 整備	 運 交 輸 通 自動車 交企(二) 整備 の二 1 	職 種 給 料 経歴・資格・免許	職 種 給 料 <u>経歴・資格・免許</u> 年齢

(R7.4.1)

公募による採用選考方法

この定めは、任命権者が人事委員会の委任を受けて採用選考を行う場合又は 選考候補者を決定する場合の方法について定める。

1 公募の方法

都のホームページ等に掲載するとともに、関連する大学、関係機関等に周知依頼することを基本とし、可能な限り広く周知するものとする。

2 選考の方法

選考方法は、別表 7 から別表 11 までに定める方法とするが、この方法により難い場合については人事委員会の承認を得て他の方法によることができる。

3 選考候補者の決定

任命権者は、選考候補者を決定し人事委員会に選考を申請する場合は、次に掲げる書類を作成し申請しなければならない。

- (1)採用選考実施経過調書
- (2) 採用選考調書
- (3) 採用理由書
- (4)業績調書
- (5) その他証明書等必要と認められる書類

4 その他

現に会計年度任用職員として一定期間勤務する障害者を対象とした職務分類基準(II)1級職のうち業務の職への任用に係る募集については、人事委員会と協議の上、各任命権者内に限って実施することができる。この場合、各任命権者における募集の範囲は採用予定職の業務及び公正な任用の確保等を勘案したものとすること並びに募集の対象となる者に対し十分な情報提供を行うことに留意しなければならない。

注) 障害者とは、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する 身体障害者手帳、都道府県知事若しくは政令指定都市市長が発行する 療育手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律 第123号)に規定する精神障害者保健福祉手帳等により、障害を有する ことが確認された者をいう。

(R2.4.1)

4(3)③ア(4)に定める職への採用選考基準及び方法

				選考の基準及び方法				
職	種	給	料	経歴・資格・免許	年齢 (未満)	方	法	
	に ま の 職	採用されによる		①かつて職員として1 年以上でなるの職してないますの人生によりでは、 の人はないでは、 の人はないでは、 の人はないでは、 の人はないでは、 はいないないでは、 はいないない。 はいないない。 はいないない。 はいないない。 はいないない。 はいないない。 はいない。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	65	書類選	好 、	

- 注) 1 かつて職員として任用されていた職の属する職種が、他の職種と統合された場合に は、統合後の職種の職に任用されていたものとみなす。
 - 2 表中の年齢について、職員の定年等に関する条例(昭和 59 年東京都条例第 4 号)及び職員の定年等に関する条例施行規則(昭和 59 年東京都人事委員会規則第 9 号)において、異なる定年が定められている場合には、それらの定めるところによる。

(R6.2.15)

別表 13

幹部職員の採用選考の方法

小九	選考の基	準及び方法
職	経験・資格・免許	方 法
	1 地方自治行政に対し、深い識	1 業績審査
	見を有すること。	担当局務に関連を有すると認め
	2 担当局務に関し、専門的知識	られる経歴及び被選考者の局務に
局長級の職	経験を有すること。	関連する研究論文等について行う。
	3 内部の局長との均衡(年齢・	2 面 接
	学歴・経験等)を保てるもので	地方自治行政一般及び担当局務
	あること。	について行う。
	1 地方自治行政に対し、深い識	1 業績審査
	見を有すること。	担当事務に関連を有すると認め
	2 担当事務に関し、専門的知識	られる経歴及び被選考者の事務に
 部長級の職	経験を有すること。	関連する研究論文等について行う。
口口又加久《乙科联	3 内部の部長又は課長との均衡	2 面 接
課長級の職	(年齢・学歴・経験等) を保て	地方自治行政一般及び担当事務
1八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八	るものであること。	について行う。
		ただし、業績審査により、明ら
		かに能力を有すると認められる場
		合には省略することができる。

(H25.4.1)

別表 14

医療技術系職員の免許取得前の採用

職種((職)	採 用 資 格	給 料
医 師	(見習)	医大卒で医師免許又は歯科医師免許を取得見込みの者	医 (一)
歯科医師	(見習)	区人中(区岬九川人は風石区岬九川と東南九戸。2007年	1-3
薬剤	(見習)	東京都職員薬剤採用試験に合格している者で薬剤師免許を 取得見込みのもの	医(二) 1-33
診療放射線	艮(見習)	指定学校又は養成所卒で診療放射線技師免許を取得見込み の者	
理学療法	(見習)	指定学校又は養成所卒で理学療法士免許を取得見込みの者	医(二)
作業療法	(見習)	指定学校又は養成所卒で作業療法士免許を取得見込みの者	1-17
視能訓練	(見習)	指定学校又は養成所卒で視能訓練士免許を取得見込みの者	
臨床検査	(日双)	東京都職員 I 類 B 採用試験に合格している者で臨床検査技師免許を取得見込みのもの	医(二) 1-26
二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	(元百)	東京都職員 II 類採用選考に合格している者で臨床検査技師 免許を取得見込みのもの	医(二) 1-17
保健師	(見習)	東京都職員 I 類 B 採用試験に合格している者で保健師免許 を取得見込みのもの	
助産師	(見習)	指定学校又は養成所(看護師の指定学校又は養成所(2年課程)を経て入学又は入所をした場合を除く。)卒で助産師免許を取得見込みの者	医(三) 1-21
看護師	(見習)	指定学校(大学)卒で看護師免許を取得見込みの者	
保健師	(見習)	指定学校又は養成所(看護師の指定学校又は養成所(2年	
助産師	(見習)	課程)を経て入学又は入所をした場合に限る。) 卒で保健師 免許又は助産師免許を取得見込みの者	医(三) 1-16
看護師	(見習)	指定学校又は養成所 (3年課程) 卒で看護師免許を取得見 込みの者	医(三) 1-16
1 受削	(元百)	指定学校又は養成所 (2年課程) 卒で看護師免許を取得見 込みの者	医 (三) 1-12
		東京都職員 II 類採用選考に合格している者のうち、規則により指定を受けた指定学校又は養成所卒で歯科衛生士免許を取得見込みのもの	医(二) 1-17
歯科衛生	(見習)	東京都職員 II 類採用選考に合格している者のうち、上記の 改正前の規則により指定を受けた指定学校又は養成所卒で 歯科衛生士免許を取得見込みのもの	医(二) 1-13

- 備考(1) 保健師(見習)、助産師(見習)及び看護師(見習)の採用資格欄に記載されている「指定学校又は養成所(2年課程)」とは保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号。以下この表において「法」という。)第21条第2号に規定する学校のうち高校及び当該高校の専攻科において看護師を養成する課程(以下この表において「5年一貫教育校」という。)又は同条第4号に規定する者に係る指定学校又は看護師養成所の課程をいう。
 - (2) 看護師(見習)の採用資格欄に記載されている「指定学校(大学)」とは法第 21 条第 1 号に規定する大学を、「指定学校又は養成所(3年課程)」とは同条第 2 号に規定する 学校の看護師を養成する課程(5年一貫教育校を除く。)又は同条第 3 号に規定する看護 師養成所の課程をいう。
 - (3) 歯科衛生(見習)の採用資格欄上段に記載されている「規則」とは、平成16年文部科 学省厚生労働省令第5号による改正後の歯科衛生士学校養成所指定規則(昭和25年文部 省厚生省令第1号)をいう。
 - (4) 平成21年度に実施した採用試験又は選考に合格した者の助産師(見習)及び看護師(見習)の採用資格については、この表にかかわらず、なお従前の例による。
- 採用方法 (1) 採用資格をみたす者を任命権者において面接により採用し、当該免許取得後直近 の時期に当該免許職種の職に転職するものとする。
 - (2) 条件付採用期間中に当該免許を取得できない者については、正式採用をしないものとする。

(H30.4.1)

昇任選考の種類

職務分類基準(I)

職務の級	試験選考規則で規定する職	任命権者	選考の種類	委任
			管理職選考	一部
			一般管理職の管理職昇任に係る特例	
			法務専門職選考	一部
	たっまったケー 恭女・ロッハドト・ファエンバリナー	知事等	医療専門職選考	一部
4級職	知事等、警視総監又は消防 総監を任命権者とする職員		研究専門職選考	一部
4 税4 戰	の職で課長の職又はこれに準ずる職		医療福祉専門職選考	一部
			行政専門職選考	一部
		警視総監	管理職昇任選考	全部
			医療専門職選考	一部
		消防総監	課長級職昇任選考	全部
3級職	警視総監又は消防総監を任 命権者とする職員の職で課	警視総監	係長職昇任選考	全部
3 初火相政	長代理の職又はこれに準ず る職	消防総監	課長代理級職選考(一種)	全部
	知事等、警視総監又は消防	知事等	主任級職選考	
2級職	総監を任命権者とする職員	州尹守	准看護師2級職選考	全部
△ 州汉州以	の職で主任の職又はこれに	警視総監	副主査職昇任選考	全部
	準ずる職	消防総監	主任級職昇任選考	全部

注)知事等とは、知事、公営企業管理者、議会議長、代表監査委員、教育委員会、選挙管理委員会、海区漁業調整 委員会及び人事委員会をいう。

(H28. 4. 1)

職務分類基準(Ⅱ)

職務の級	試験選考規則で規定する職	任命権者	選考の種類	委任
4級職	消防総監を任命権者とする 職員の職で統括技能長の職	消防総監	統括整備長昇任選考	全部
	をn 書が、 数がりりのので ファネンツワナ	知事等	技能長職選考	全部
3級職	知事等、警視総監又は消防 総監を任命権者とする職員 の職で技能長の職又はこれ に準ずる職	警視総監	係長職昇任選考	全部
3 形文相以		音化松品.	3級職昇任選考	全部
		消防総監	整備長昇任選考	全部
		知事等	技能主任職選考	全部
	知事等、警視総監又は消防 総監を任命権者とする職員 の職で技能主任の職又はこ れに準ずる職	荷女プロシハロケ	副主査職昇任選考	全部
2級職		警視総監	2級職昇任選考	全部
		NICE LANGE	整備主任昇任選考	全部
		消防総監	技能主任昇任選考	全部

注)知事等とは、知事、公営企業管理者、議会議長、代表監査委員、教育委員会、選挙管理委員会、海区漁業調整 委員会及び人事委員会をいう。

(H28. 4. 1)

職務分類基準 (Ⅲ)

職務の級	試験選考規則で規定する職	任命権者	選考の種類	委任
5級職	交通局長を任命権者とする 職員の職で課長の職又はこ れに準ずる職	交通局長	運輸管理職選考	全部
3級職	交通局長を任命権者とする 職員の職で助役の職	交通局長	助役選考	全部
2級職	交通局長を任命権者とする 職員の職でグループリーダ ーの職	交通局長	グループリーダー選考	全部

(H28. 4. 1)

職務分類基準(I) 4級職への昇任選考基準及び方法

	職	選考の基準及び方法	摘 要			
—ji	股管理職 (副参事)	3級職に5年以上在職する者 (管理職選考等)	1 管理職選考等とは、別表 15 に定める知事等を任命権者と る管理職選考、警視総監を任命権者とする管理職昇任選考、			
	法務専門職	司法修習を修了した者又は弁護士法第5条により弁護士となる資格を有し、3級職に2年以上在職する者で、大学卒業後10年以上の者 (専門職審査会)	消防総監を任命権者とする課長級職昇任選考をいう。 2 研究歴の取扱いについて (イ) 研究歴については、当該職位の研究業務と関連することを必要とする。 (ロ) 研究歴には、博士課程及び修士課程の期間、並びに対学及び都以外の研究所における有用な研究期間を通算する			
車	医療専門職	医歴9年以上で3級職に2年以上在職する者 (専門職審査会)	ことができる。 (ハ) ①又は②に相当する能力を有する者とは、①及び②に 準じた資格年数を有する者が、研究歴及び実務経験において			
専門職(専門	医療福祉専門職	3級職に4年以上在職する者 (医療福祉専門職選考)	顕著な業績を有すると人事委員会が認めた者をいう。 3 医学博士の学位を有する者を、医師をもってあてる職に昇任させる場合には、医歴の資格年数をそれぞれ1年短縮することができる。			
(専門副参事)	研究専門職	①博士課程を修了し研究歴が9年以上で3級職に4年以上在職する者 ②大学卒業後の研究歴が14年以上で技術士の資格を有し、3級職に4年以上在職する者 ③①又は②に相当する能力を有する者で、3級職に4年以上在職する者 (専門職審査会)	4 医師のうちインターン修了者は、医歴の資格年数をそれぞれ1年短縮することができる。 5 当分の間、該当する基準及び方法にかかわらず、経過措置を別表17のとおり定める。 6 平成27年3月31日以前の3級職又は4級職(平成25年3月31日以前にあっては、これらに相当する職務の級)に在職していた期間は、平成27年4月1日以降この基準を適用する場合、3級職に在職していた期間とみなす。			
	行政専門職	3級職に5年以上在職する者 (行政専門職選考)				

職務分類基準(I)2級職及び3級職への昇任選考基準及び方法

墹	務分類基準(I)
主 事	
2級職(主任級)	3級職(課長代理級)
採用区分によりそれぞれ、次に定めるところ	①2級職に5年以上在
による。	職する者
	②キャリア活用採用選
① I 類A区分の者、獣医・薬剤区分の者、別	考区分の者及び経験者
表6の選考基準により1級職として採用され	採用選考区分の者(2
た者及び平成 18 年度以前の経験者〈一般〉採	級職で採用された者に
用試験により採用された者については、1級	限る。)については、
職に3年以上在職する者	2級職に3年以上在職
②I類B区分の者及び看護教員区分の者につ	する者
いては、1級職に5年以上在職する者	
③Ⅱ類区分の者については、1級職に7年以	(課長代理級選考等)
上在職する者。ただし、医療技術系等の者で	
短大3卒のものについては、在職年数を1年	
短縮する。	
④Ⅲ類区分の者については、1級職に9年以	
上在職する者。ただし、医療技術系等の者で	
高卒後1年間の養成施設等の修了者について	
は、在職年数を1年短縮する。	
⑤助産師区分の者については、1級職に6年	
以上在職する者。ただし、大学卒の者につい	
ては、在職年数を1年短縮する。	
⑥看護師区分の者については、1級職に7年	
以上在職する者。 ただし、 短大3 卒の者につ	
いては在職年数を1年、大学卒の者について	
は在職年数を2年短縮する。	
⑦経験者採用選考区分の者については、1級	
職に3年以上在職する者	
(主任級職選考等)	
准看護師の職については、1級職に21年以	
上在職する者	
(准看護師2級職選考)	

- 摘 罗
- 1 主任級職選考等とは、別表 15 に定める知事等を任命権者とする主任級職選考、警視総監を任命権者とする職務分類基準(I)の副主査職昇任選考、消防総監を任命権者とする主任級職昇任選考をいう。
- 2 課長代理級職選考等とは、別表 15 に定める職務分類基準 (I) 3級職への各昇任選考をいう。
- 3 昇任選考基準の中で、1級職の在職年数の定めのある場合に下記の旧2級職(平成18年4月1日から平成21年3月31日までの間における2級職及び平成18年3月31日以前のこれに相当する職務の級をいう。 以下この表において同じ。)の任用年月日の者は、それぞれ調整年月数欄の年月数を必要在職年月数から短縮することができる。

旧2級職の任用年月日	調整年月数
昭和43年4月1日以前	2年
昭和43年4月2日から昭和43年7月1日まで	1年3月
昭和43年7月2日から昭和44年1月1日まで	9月

4 昇任選考基準の中で、下記の左欄の旧2級職への任用年月日の者が、上位の職に昇任する場合は、それぞれ右欄の年月日に旧2級職に任用されたものとみなす。

旧2級職への任用年月日	旧2級職に任用された ものとみなす年月日	
昭和46年3月27日(45 研修)		
昭和47年3月17日(46 研修)	- 昭和46年4月1日	
昭和48年3月20日(47A研修)		
昭和49年3月20日(48A研修)		
昭和48年3月20日 (47日研修)	昭和47年4月1日	
昭和49年3月20日 (48日研修)	昭和48年4月1日	

- 5 昇任選考基準の中で定める1級職の在職年数にかかわらず、准看護師の2級職への昇任選考にかかる1級職の在職年数は、任用年度の3月31日現在、年齢56歳以上の者については、15年以上とする。
- 6 当分の間、該当する基準及び方法にかかわらず、経過措置を別表17のとおり定める。
- 7 平成14年3月31日以前に准看護婦に採用された者は、准看護師に採用された者とみなす。
- 8 平成21年3月31日以前の3級職(平成18年3月31日以前にあっては、これらに相当する職務の級)に 在職していた期間は、平成21年4月1日以降この基準を適用する場合、それぞれ2級職に在職していた期間とみなす。

また、平成21年3月31日以前の1級職又は2級職(平成18年3月31日以前にあっては、これらに相当する職務の級)に在職していた期間は、平成21年4月1日以降この基準を適用する場合、1級職に在職していた期間とみなす。

- 9 平成5年度から平成14年度までの東京都職員経験者採用試験は、東京都職員経験者〈一般〉採用試験に読み替える。
- 10 昇任選考基準の中で定める「大学卒」及び「短大3卒」とは、別表20注1に定めるところによる。

① 任用年度の3月31日現在年齢56歳以上の者を除き、平成3年度まで旧2級職(平成18年4月1日から平成21年3月31日までの間における2級職及び平成18年3月31日以前のこれに相当する職務の級をいう。以下この表において同じ。)の期間の基準は次による。

2級職(主任級)

	-					
7	昭和	昭和	昭和	平成	平成	平成
	61 年度	62 年度	63 年度	元年度	2年度	3年度
1	10	9	8	7	6	5

ア…主任級職任用年度

イ…旧2級職の期間(年以上)

ただし、昭和 61 年度に採用区分 I 類に採用された者は4年とする。

- ② 昭和62年度及び昭和63年度に獣医の職又は人事委員会が行う 採用選考により旧2級職に採用された者については、旧2級職に 3年以上在職することを要する。
- ③ 管理職選考「A」合格者は平成6年度まで、管理職選考「B」合格者は昭和62年度まで合格後直近の時期に任用する。ただし、管理職選考「A」合格者で獣医の職又は人事委員会が行う採用選考により旧2級職に採用された者は、平成5年度までとする。管理職選考「A・B」合格者は選考に合格したものとみなす。
- ④ 准看護師については、平成5年度まで、任用年度の3月31日現在年齢44歳以上57歳未満の者は、医療職給料表(三)旧2級歴(平成18年4月1日から平成21年3月31日までの間における2級及び平成18年3月31日以前のこれに相当する級の歴をいう。)8年以上で、かつ、旧2級職に1年以上在職することを要する。
- ⑤ 平成23年度に実施した採用試験により薬剤の職に採用された者については、1級職に4年以上在職することを要する。

① 昭和61年度及び昭和62年度に獣医の職又は人事委員会が行う 採用選考により旧2級職に採用された者の旧2級職の期間と2 級職の期間との合計は、8年以上で、2級職の期間の基準は次に よる。

	マ	昭和	昭和	昭和	平成	平成	平成
	,	61 年度	62 年度	63年度	元年度	2年度	3年度
	イ	О	О	1	2	3	4

ア…主任級職任用年度

イ…2級職の期間(年以上)

② 獣医の職又は人事委員会が行う採用選考により旧2級職に採用された者は、平成5年度まで2級職に在職する者とする。

副参事

4級職(課長級)

- ① 管理職選考「A」の合格者については、昭和63年度までは旧特4級に1年以上在職する者とする。
- ② 管理職選考「B」の合格者については、平成7年度までは旧6級職に1年以上在職する者とする。
- ③ 管理職選考「C」の合格者については、昭和62年度までは特4級に在職する者とする。

平成24年度以前に実施された特別選 考職への選考は、平成25年4月1日 以降、技術系は一般管理職の管理職 昇任選考と、法務系は法務専門職選 考と、医療系は医療福祉専門職選考 とみなす。

別選考

(R2.4.

職務分類基準(Ⅱ) 2級職以上の職への昇任選考基準及び方法

		Les							
	2級職(技能主任級)	3級職(技能長級)	4級職(統括技能長級)	摘 要					
技能系・業務系	1級職に 16 年以上在職する者 (技能主任職選考等)	2級職に4年以上在職する者 (技能長職選考等)	技能長職に3年以上在職する者 (統括整備長昇任選考)	1 技能主任職選考等とは、別表 15 に定める職務分類 基準(II) 2級職への各昇任選考をいう。 2 技能長職選考等とは、別表 15 に定める職務分類基準(II) 3級職への各昇任選考をいう。 3 平成8年3月31日以前に技能長職に在職していた期間は、平成8年4月1日以降この基準を適用する場合、技能長職に在職していた期間とみなす。 4 平成8年3月31日以前に技能主任職に在職していた期間は、平成8年4月1日以降この基準を適用する場合、技能主任職に在職していた期間とみなす。 5 下記の期間における職級について、平成8年4月1日以降この基準を適用する場合、1級職に在職していた期間とみなす。 (1) 昭和61年3月31日以前の2級、3級、4級 (2) 昭和61年4月1日から平成元年3月31日までの2級、3級 (3) 平成元年4月1日から平成8年3月31日までの1級職、2級職					

職務分類基準(Ⅲ)2級職、3級職及び5級職への昇任選考基準及び方法

	主事			運輸管理職	
2級職 (グループリーダー級)	3級職(助	役級)		副参事 5級職 (課長級)	摘 要
1級職に 16 年以上在職 する者(グループリーダー 選考) ただし、助役選考(A) 一次合格者については、グ ループリーダーへの選考 に合格したものとみなす。	(助役選考) ただし、任用転選考合格ものとみなす。 また、助役選考(A)一次では、グループリーダーへの	者は、選素 合格者の昇 選考に合格	- 任選考基準 各したものと	(運輸管理職選考)	1 グループリーダー、助役、運輸管理職の選考方法及び選考資格の細目は別に定める。 2 平成 28 年 3 月 31 日以前の職務分類基準 (Ⅲ)の1級職(平成8年3月31日以前にあっては、職務分類基準(Ⅲ)の2級職及び3級職)及び2級職に在職していた期間は、平成28 年 4 月 1 日以降この基準を適用する
	かなした年度により次のと グループ リーダーへの 選考に合格 したものと みなした年度	平成 29 年度	平成 30 年度	3 平成 28 年 3 月 31 日以下 (Ⅲ)の3級職(平成 27 年 あっては、職務分類基準(4級職(平成 8 年 3 月 31 日 これらに相当する職務の級 た期間は、平成 28 年 4 月 を適用する場合、4級職に とみなす。 4 平成 28 年 3 月 31 日以下 (Ⅳ)の1級職(平成 8 年	場合、3級職に在職していた期間とみなす。 3 平成 28 年 3 月 31 日以前の職務分類基準 (Ⅲ)の3級職(平成 27 年 3 月 31 日以前にあっては、職務分類基準(Ⅲ)の3級職及び4級職(平成8年3月31日以前にあっては、これらに相当する職務の級))に在職していた期間は、平成28 年 4 月 1 日以降この基準を適用する場合、4級職に在職していた期間とみなす。 4 平成28 年 3 月 31 日以前の職務分類基準(Ⅳ)の1級職(平成8年3月31日以前にあっては、職務分類基準(Ⅲ)の1級職)又
	2級職 における 0年 在職年数	1年	2年		は2級職に在職していた期間は、平成28年4月1日以降この基準を適用する場合、それぞれ1級職又は2級職に在職していた期間とみなす。 5 任用転選考合格者は、平成27年度まで実施されていた任用転選考の合格者とする。 6 運輸系主任級職昇任選考合格者は、平成27年度まで実施されていた運輸系主任級職昇任選考の合格者とする。

任用資格基準

職務分類基準	(I)	3級職以「	Fの職へσ)任用資格基準表

区分・職務の級	1級職	2級職	3級職
キャリア活用		0	3年
経験者採用(2級職		0	3年
採用の場合)			
経験者採用(1級職	0	3年	5年
採用の場合)			
I類A	0	3年	5年
I類B	0	5年	5年
Ⅱ 類	0	7年	5年
Ⅲ 類	0	9年	5年
獣 医	0	3年	5年
薬剤	0	3年	5年
看護教員	0	5年	5年
助産師	0	6年	5年
看護師	0	7年	5年

- 注) 1 表中の年数は、当該級の職に任用されるための最低資格年数で、それぞれ下位の級における在職年数を示す。ただし、医療技術系等の者のうち次に掲げるものの2級職への資格年数については、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める年数を短縮する。
 - (1) Ⅱ類区分で短大3卒(初任給、昇格及び昇給等に関する規則(昭和48年東京都人事委員会規則第3号)別表第3学歴免許等資格区分表に規定するものをいう。)の者 1年
 - (2) Ⅲ類区分で高卒後1年間の養成施設等の修了者 1年
 - (3) 助産師区分で大学卒(別表 14 に規定する助産師の指定学校又は養成所(看護師の指定学校 又は養成所(2年課程)を経て入学又は入所をした場合を除く。)の修業又は卒業をいう。)の 者 1年
 - (4) 看護師区分で短大3卒(別表14に規定する看護師の指定学校又は養成所(3年課程)の修業又は卒業をいう。)の者 1年
 - (5) 看護師区分で大学卒 (別表 14 に規定する看護師の指定学校 (大学) の卒業をいう。) の者 2 年
 - 2 平成 18 年度以前の東京都職員経験者〈一般〉採用試験及び東京都職員経験者〈主任〉採用試験 の者は、次の基準による。

なお、平成5年度から平成14年度までの東京都職員経験者採用試験は、東京都職員経験者〈一般〉採用試験に読み替える。

区分・職務の級	1級職	2級職	3級職
経験者〈一般〉	0	3年	5年
経験者〈主任〉		0	5年

3 平成20年度以前の東京都職員専門人材<主任>採用試験の者は、次の基準による。

1級職	2級職	3級職
	0	3年

- 4 採用区分が上記に該当しない者については、初任給、昇格及び昇給等に関する規則別表第3学 歴免許等資格区分表に準じてそれぞれ対応させるものとする。
- 5 別表6の選考基準により1級職として職員に採用された者については、2級職への最低資格年数は3年とする。
- 6 任用資格基準表にかかわらず、医師、歯科医師及び准看護師については、次の基準による。

区分・職務の級	1級職	2級職	3級職
医師•歯科医師			0
准看護師	О	21 年	

ただし、准看護師の2級職に任用されるための基準については、任用年度の3月31日現在、年齢56歳以上の者は、上表の資格年数にかかわらず、15年とすることができる。また、平成14年3月31日以前に准看護婦に任用されたものは、准看護師の職に任用されたものとみなす。

7 平成 27 年 3 月 31 日以前の 3 級職又は 4 級職(平成 18 年 3 月 31 日以前にあっては、これらに相当する職務の級)に在職していた期間は、平成 27 年 4 月 1 日以降この基準を適用する場合、3 級職に在職していた期間とみなす。

また、平成21年3月31日以前の3級職又は4級職(平成18年3月31日以前にあっては、これらに相当する職務の級)に在職していた期間は、平成21年4月1日以降この任用資格基準表を適用する場合、それぞれ2級職又は3級職に在職していた期間とみなす。

さらに、平成21年3月31日以前の1級職又は2級職(平成18年3月31日以前にあっては、これらに相当する職務の級)に在職していた期間は、平成21年4月1日以降この任用資格基準表を適用する場合、1級職に在職していた期間とみなす。

8 下記の旧2級職(平成18年4月1日から平成21年3月31日までの間における2級職及び平成18年3月31日以前のこれに相当する職務の級をいう。以下この表において同じ。)の任用年月日の者が上位の級に昇任する場合は、調整年月数欄の年月数を必要在職年数から短縮することができる。

旧2級職への任用年月日	調整年月数
昭和43年4月1日以前	2年
昭和43年4月2日から昭和43年7月1日まで	1年3月
昭和43年7月2日から昭和44年1月1日まで	9月

9 下記の左欄の旧2級職への任用年月日の者が、上位の職に昇任する場合は、それぞれ右欄の年月日に旧2級職に任用されたものとみなす。

旧2級職への任用年月日	旧2級職に任用されたものとみなす年月日
昭和 46 年 3 月 27 日 (45 研修)	
昭和47年3月17日(46 研修)	昭和 46 年 4 月 1 日
昭和 48 年 3 月 20 日 (47 A 研修)	

昭和49年3月20日(48A 研修	()
昭和 48 年 3 月 20 日 (47 B 研修	昭和47年4月1日
昭和49年3月20日(48B 研修	昭和48年4月1日

- 10 事務主事として採用された者の上位の職への昇任については、東京都一般職員との均衡を保つことを原則とする。
- 11 任用資格基準表に掲げる資格年数にかかわらず、2級職への任用資格基準は、任用年度の3月 31 日現在において年齢56歳以上の者を除き任用年度により次のとおりとする。

2級職への任用年度	昭和	昭和	昭和	平成	平成	平成
	61 年度	62 年度	63 年度	元年度	2年度	3年度
旧2級職における在職年数	10 年	9年	8年	7年	6年	5年

ただし、昭和61年度に採用区分I類に採用された者は、4年とする。

また、獣医の職への採用試験及び人事委員会が行う旧2級職への採用選考により、昭和62年度 及び昭和63年度に採用された者は3年とする。

12 管理職選考「A」の合格者については、上記 11 の規定にかかわらず、平成 6 年度までは 2 級職 への任用資格を有するものとする。

ただし、獣医の職への採用試験及び人事委員会が行う旧2級職への採用選考により職員に採用された者については、平成5年度までとする。

- 13 上記7に掲げる准看護師の2級職の資格年数にかかわらず、平成6年度までは、医療職給料表 (三)旧2級歴(平成18年4月1日から平成21年3月31日までの間における2級及び平成18年3月31日以前のこれに相当する級の歴をいう。)8年以上で、かつ、旧2級職に1年以上在職する者は、2級職への任用資格を有するものとする。
- 14 平成23年度に実施した採用試験により薬剤の職に採用された者については、2級職への最低資格年数は4年とする。
- 15 任用資格基準表に掲げる資格年数にかかわらず、2級職に在職する者で、旧2級職の期間と2級職の期間との合計が10 年以上でそのうち2級職の期間が2級職への任用年度により次の年数以上の者は、3級職への任用資格を有するものとする。

ただし、獣医の職への採用試験及び人事委員会が行う旧2級職への採用選考により、昭和61年度及び昭和62年度に採用された者の旧2級職の期間と2級職の期間との合計は、8年以上とする。

2級職への任用年度	2級職への期間
昭和 61 年度	0年
昭和62年度	0年
昭和 63 年度	1年
平成元年度	2年
平成2年度	3年
平成3年度	4年

16 管理職選考「A」一次選考合格者については、任用資格基準表に掲げる資格年数及び上記 12 の 規定にかかわらず、2級職に2年以上在職する者は、3級職への任用資格を有するものとする。 ただし、平成6年度までは、2級職に在職する者は、3級職への任用資格を有するものとする。 また、獣医の職への採用試験及び人事委員会が行う旧2級職への採用選考により職員に採用さ れた者については、平成5年度までとする。

(R 6. 1. 20)

職務分類基準(I) 4級職以上の職への任用資格基準表

		4級職	5級職	6 級職
	一般管理職	3級職在職5年以上	4級職在職6年以上	5級職在職3年以上
	法務専門職	司法修習を修了し又は 弁護士法第5条により 弁護士となる資格を有 し、3級職在職2年以上 で大学卒業後10年以上	司法修習を修了し又は弁 護士法第5条により弁護 士となる資格を有し、4 級職在職6年以上	司法修習を修了し又は 弁護士法第5条により 弁護士となる資格を有 し、5級職在職3年以 上
車	医療専門職	医歴9年以上で3級職 在職2年以上	医歴 16 年以上で4級職 在職2年以上	医歴 19 年以上で 5 級職 在職 3 年以上
	医療福祉専門職	3級職在職4年以上	4級職在職6年以上	5級職在職3年以上
職	研究専門職	①博士課程を修了し研究歴が9年以上で3級職在職4年以上 ②大学卒業後の研究歴が14年以上で技術士の資格を有し、3級職在職4年以上 ③①又は②に相当する能力を有し、3級職在職4年以上	①博士課程を修了し研究 歴が15年以上で4級職 在職6年以上 ②大学卒業後の研究歴が 20年以上で4級職在職 6年以上 ③①又は②に相当する能 力を有し、4級職在職6 年以上	①博士課程を修了し研究歴が 18 年以上で5 級職在職3年以上 ②大学卒業後の研究歴が 23 年以上で5級職在職3年以上で5級職在職3年以上 ③①又は②に相当する能力を有し、5級職在職3年以上
	行政専門職	3級職在職5年以上	4級職在職6年以上	5級職在職3年以上

- 注) 1 都の4級職又は5級職に相当すると認められる採用以前の管理職歴は、一般管理職の5級職又は6級職への昇任にあたって、それぞれ4級職又は5級職としての在職年数に通算することができる。
 - 2 6級職への昇任については、50歳以上の場合には、資格年数を1年短縮することができる。
 - 3 研究歴の取扱いについて
 - (1) 研究歴については、当該職位の研究業務と関連することを必要とする。
 - (2) 研究歴には、博士課程及び修士課程の期間、並びに大学及び都以外の研究所における有用な研究期間を通算することができる。
 - (3) ①又は②に相当する能力を有するとは、①及び②に準じた資格年数を有し、研究歴及び実務経験において顕著な業績を有すると人事委員会が認めた場合をいう。
 - 4 医学博士の学位を有する者を、医師をもってあてる職に昇任させる場合には、医歴の資格年数 をそれぞれ1年短縮することができる。

- 5 医師のうちインターン修了者は、医歴の資格年数をそれぞれ1年短縮することができる。
- 6 平成21年3月31日以前の4級職、5級職、6級職、7級職又は8級職(平成18年3月31日 以前にあっては、これらに相当する職務の級)に在職していた期間は、平成21年4月1日以降こ の基準を適用する場合、それぞれ3級職、4級職、5級職、6級職又は7級職に在職していた期間とみなす。
- 7 平成25年3月31日以前の7級職(平成21年3月31日以前にあっては、これに相当する職務の級)に在職していた期間は、平成25年4月1日以降この基準を適用する場合、6級職に在職していた期間とみなす。

また、平成25年3月31日以前の5級職又は6級職(平成21年3月31日以前にあっては、これらに相当する職務の級)に在職していた期間は、平成25年4月1日以降この基準を適用する場合、5級職に在職していた期間とみなす。

8 平成 27 年 3 月 31 日以前の 5 級職又は 6 級職 (平成 25 年 3 月 31 日以前にあっては、これに相当する職務の級)に在職していた期間は、平成 27 年 4 月 1 日以降この基準を適用する場合、それぞれ 4 級職又は 5 級職に在職していた期間とみなす。

また、平成27年3月31日以前の3級職又は4級職(平成25年3月31日以前にあっては、これらに相当する職務の級)に在職していた期間は、平成27年4月1日以降この基準を適用する場合、3級職に在職していた期間とみなす。

(H₂₈. 4. 1)

職務分類基準(Ⅱ)任用資格基準表

区分・職務の級	1級職	2級職	3級職	4級職
技能系・業務系	0	16 年	4年	3年

- 注) 1 表中の年数は、当該級の職に任用されるための最低資格年数で、それぞれ下位の級における在職年数を示す。
 - 2 平成8年3月31日以前に4級職に在職していた期間は、平成8年4月1日以降この任用資格基準表を適用する場合、3級職に在職していた期間とみなす。
 - 3 平成8年3月31日以前に3級職に在職していた期間は、平成8年4月1日以降この任用資格基準表を適用する場合、2級職に在職していた期間とみなす。
 - 4 下記の期間における職級について、平成8年4月1日以降この任用資格基準表を適用する場合、 1級職に在職していた期間とみなす。
 - (1) 昭和61年3月31日以前の2級、3級、4級
 - (2) 昭和61年4月1日から平成元年3月31日までの2級、3級
 - (3) 平成元年4月1日から平成8年3月31日までの1級職、2級職

(H25, 4, 1)

職務分類基準(Ⅲ)任用資格基準表

区分・職務の級	1級職	2級職	3級職	4級職	5級職	6級職
運輸系	0年	16年	3年	7年	4年	6年

- 注) 1 表中の年数は、当該級の職に任用されるための最低資格年数で、それぞれ下位の級における在職年数を示す。
 - 2 平成 28 年 3 月 31 日以前の職務分類基準 (Ⅲ) の 4 級職 (平成 27 年 3 月 31 日以前にあっては、これに相当する職務の級) に在職していた期間は、平成 28 年 4 月 1 日以降この基準を適用する場合、5 級職に在職していた期間とみなす。
 - 3 平成28年3月31日以前の職務分類基準(Ⅲ)の3級職(平成27年3月31日以前にあっては、職務分類基準(Ⅲ)の3級職及び4級職(平成8年3月31日以前にあっては、これらに相当する職務の級))に在職していた期間は、平成28年4月1日以降この基準を適用する場合、4級職に在職していた期間とみなす。
 - 4 平成28年3月31日以前の職務分類基準(IV)の1級職(平成8年3月31日以前にあっては、職務分類基準(III)の1級職)又は2級職に在職していた期間は、平成28年4月1日以降この基準を適用する場合、それぞれ1級職又は2級職に在職していた期間とみなす。
 - 5 助役選考(A) 1次合格者については、任用資格基準表に掲げる資格年数にかかわらず、2級職への任用資格を有するものとする。
 - 6 助役選考(A) 1次合格者については、任用資格基準表に掲げる資格年数にかかわらず、3級職への任用資格基準は、グループリーダーへの選考に合格したものとみなした年度により次のとおりとする。

グループリーダーへの選考に合格 したものとみなした年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
2級職における在職年数	0年	1年	2年

7 助役選考(A)合格者については、任用資格基準表に掲げる資格年数にかかわらず、4級職への任用資格基準は、グループリーダーへの選考に合格したものとみなした年度により次のとおりとする。

グループリーダーへの選考に合格 したものとみなした年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
3級職における在職年数	10年	9年	8年

8 助役選考(B)合格者については、任用資格基準表に掲げる資格年数にかかわらず、4級職への任用資格基準は、助役選考に合格した年度により次のとおりとする。

助役選考に合格した年度	平成	平成	平成	令和	令和
3級職における在職年数	28 年度 10 年	29 年度 9 年	30 年度 9 年	元年度 8年	2年度 8年

- 9 任用転選考合格者の平成28年度以降の取扱いは次のとおりとする。
 - (1) 任用転選考合格者は、3級職への任用資格を有するものとする。
 - (2) 任用転選考合格者で、運輸系主任級職昇任選考に合格している者については、任用資格基準表に掲げる資格年数にかかわらず、旧2級職(平成8年4月1日から平成28年3月31日までの間における職務分類基準(III)の2級職及び平成8年3月31日以前のこれに相当する職務の級をいう。)の期間と3級職の期間との合計が5年以上の者が、4級職への任用資格を有するものとする。
 - (3) 任用転選考合格者で、運輸系主任級職昇任選考に合格していない者については、任用資格 基準表に掲げる資格年数にかかわらず、4級職への任用資格基準は、任用転選考に合格した 年度により次のとおりとする。

任用転選考に合格した年度	平成	平成	平成	平成	平成
	23 年度以前	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
3級職における在職年数	6年	7年	8年	9年	10年

(R2.4.1)

一般管理職の管理職昇任に係る特例

1 選考の申請

各任命権者は、選考により昇任させる職の名称及び、特例により選考を実施する理由を明らかにしたうえで、人事委員会に特例による管理職昇任選考の実施を申請するものとする。

2 選考の方法

- (1) 被選考者の当該職及び一般管理職としての職務遂行能力を、業績評定、人物評定により検証する。
- (2) 選考方法は、書類審査及び面接とする。ただし、書類審査で十分能力が実証できる場合は面接を省略することができる。

(H25.4.1)

専門副参事の選考の対象となる職

種別	職
法務専門職	総務局総務部 政策法務担当課長、総合法務支援担当課長、訟務担当課長、審理担当課長、 法務担当課長
医療専門職	医師及び歯科医師をもってあてる課長級の職 (病院医長、福祉園健康推進科長等)
	北療育医療センター 薬剤検査科長、栄養科長、看護科長、看護担当科長、訓練科長、指導科長
	府中療育センター 薬剤科長、栄養科長、看護科長、看護担当科長、リハビリテーション科長、生活 療育支援科長、地域療育支援担当科長
医	保健医療局保健政策部 地域保健推進担当課長
療	保健医療局医療政策部 看護人材担当課長
福	監察医務院 検査科長
怕	看護専門学校 副校長
社 専 門 職	保健医療局都立病院支援部 (地方独立行政法人 東京都立病院機構派遣) 担当課長(広尾病院:栄養科長) 担当課長(大久保病院:栄養科長) 担当課長(物込病院:栄養科長) 担当課長(豊島病院:栄養科長) 担当課長(豊島病院:栄養科長) 担当課長(基東病院:栄養科長) 担当課長(多摩総合医療センター:栄養科長) 担当課長(多摩北部医療センター:栄養科長) 担当課長(東部地域病院:栄養科長) 担当課長(東部地域病院:栄養科長) 担当課長(多摩南部地域病院:栄養科長) 担当課長(神経病院:栄養科長) 担当課長(神経病院:栄養科長) 担当課長(小児総合医療センター:栄養科長) 担当課長(小児総合医療センター:栄養科長)
研究専門職	小笠原支庁 副参事研究員

種	職				
別					
	環境局総務部				
	(公益財団法人 東京都環境公社派遣)				
	担当課長(環境科学研究所環境資源・生物多様性研究科長)				
	担当課長(環境科学研究所環境リスク研究科長)				
	担当課長(環境科学研究所気候変動・環境エネルギー研究担当科長)				
	保健医療局総務部 (八光財母法人, 東京都區營総会研究部派集)				
	(公益財団法人 東京都医学総合研究所派遣)				
	担当課長(臨床医科学研究分野副参事研究員)				
	担当課長(先端基礎医科学研究分野副参事研究員)				
	担当課長(ゲノム医学研究センター副参事研究員)				
	担当課長(社会健康医学研究センター副参事研究員)				
	担当課長(感染症医学研究センター副参事研究員)				
研	担当課長(基盤技術支援センター副参事研究員)				
	担当課長(知的財産活用支援センター副参事研究員)				
究	担当課長(病院等連携支援センター副参事研究員)				
専					
門	健康安全研究センター				
L1	健康危機管理情報課長、疫学情報担当課長、食品微生物研究科長、病原細菌研究科				
職	長、ウイルス研究科長、食品成分研究科長、食品添加物研究科長、残留物質研究科				
	長、医薬品研究科長、環境衛生研究科長、生体影響研究科長、副室長、副参事研究員				
	皮革技術センター 所長、副参事研究員				
	産業労働局農林水産部				
	(公益財団法人 東京都農林水産振興財団派遣)				
	担当課長(農林総合研究センター副参事研究員)				
	担当課長 (農林総合研究センター園芸技術科長)				
	担当課長 (農林総合研究センター畜産技術科長)				
	担当課長 (農林総合研究センター生産環境科長)				
	担当課長 (農林総合研究センター緑化森林科長)				
	担当課長(農林総合研究センター江戸川分場長)				
	島しょ農林水産総合センター				
	振興企画室長、副参事研究員、大島事業所長、八丈事業所長				
行政専門職	行政専門職選考合格者をもってあてる課長級の職				

(R7.4.1)

都区交流による採用選考基準及び方法

		-	部区文派による1木川	<u> </u>		
	種別	対象	選考の実施機関	選考の方法	選考の基準	(身分取扱い)
		交流事由に該当する	1次選考:任命権者	書類選考	人事委員会の行う競	交流により採用され
		職員(3級職の医師・歯		面接	争試験又は選考に合格	た者の任用、給与等の取
		科医師を除く。)		 任命権者が作成する	した者と同等以上の資	扱いについては、都区同
			2 认医与. 八甲安貝云	交流候補者名簿による	格及び能力を有すると	一を原則とし、配属職員
	一般交流			書類選考	認められる者であって、	制度の廃止等に伴い区
	(S49.2.7 決定)			・必要に応じて独自	都職員としての適性を	に身分切替された者の
	(H13.12.1一部改正)			に面接をすることがで	有すると認められる者	取扱いを準用する。
	(H21.4.1一部改正)			きる。)	であること。	
				C 30)		
ا م			 任命権者	 書類選考		
٥		職員のうち、上記以外	(選考権限包括委任)	面接		
		の者		皿 孩		
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,				
		交流事由に該当する	任命権者	 書類選考		
		全職員	(交流の度に任命権者	面接	人事委員会の行う管	
			の申請によって選考権		理職選考に合格した者	
	幹部職員		限を委任)		と同等以上の資格及び	
	(S50. 6.26 追加決定)		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		能力を有すると認めら	
	(S54.11.22 一部改正)				れる者であって、都職員	
	(H21.4.1一部改正)				としての適性を有する	
					と認められる者である	
					こと。	
L						

保健所設置市との人事交流による採用選考基準及び方法

種別	対象	選考の実施機関	選考の方法	選考の基準	(身分取扱い)
下記以外の職	東京都との間で	任命権者	書類選考	人事委員会の	交流により採用された
	人事交流実施基準	(選考権限包括委任)	面接	行う競争試験又	者の任用、給与等の取扱
	を定めている保健			は選考に合格し	いについては、人事交流
	所設置市の保健所			た者と同等以上	実施基準に定める。
	等において保健衛			の資格及び能力	
	生行政に従事する			を有すると認め	
	医師・歯科医師で、			られる者であっ	
	交流事由に該当す			て、都職員として	
	る職員			の適性を有する	
	-	 任命権者		と認められる者	
		(交流の度に任命権		であること。	
		者の申請によって選			
		考権限を委任)			
職務分類基準					
(I)の4級職					
以上の職					

別表 25

管理職選考委員会の設置及び運営について

- 1 任命権者は、管理職選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設置 し、原則として毎年1回開催するものとする。
- 2 選考委員会は、5人の委員をもって構成する。
- (1) 総務局人事部長
- (2) 人事委員会事務局任用公平部長
- (3) 知事部局(総務局を除く。)の人事担当部長1名
- (4) 公営企業局、行政委員会事務局(人事委員会事務局を除く。)又は 議会局の人事担当部長1名
- (5) 技術系職種の部長級職員1名
- 3 選考委員会の選考は、次に掲げる事項を総合的に判定して行う。
- (1) 職務経歴
- (2) 研修結果(管理職候補者研修)
- (3) 職務報告
- (4) 職務記録及び自己申告
- (5) 面接
- (6) その他

(H28.4.1)

専門職審査会の設置及び運営について

- 1 任命権者は、専門職審査会(以下「審査会」という。)を設置し、選考の必要な都度開催するものとする。
- 2 構 成 員
- (1) 法務専門職選考の場合の委員

総務局長、所管局長

総務局総務部長、同人事部長、所管局人事担当部長、所管局の部長級の者 専門性を有する所管局の課長級の者

(2) 医療専門職選考の場合の委員

総務局長、所管局長

総務局総務部長、同人事部長、所管局人事担当部長

所管局の医師たる局部長級の者2名

(3) 医療福祉専門職選考の場合の委員

総務局長、所管局長

総務局総務部長、同人事部長、所管局人事担当部長、所管局の部長級の者 専門性を有する所管局の課長級の者

(4) 研究専門職選考の場合の委員

総務局長、所管局長

総務局総務部長、同人事部長、所管局人事担当部長

専門家(当該研究所長を含め課長級以上2~3名、学識経験者1~2名)

(5) 行政専門職選考の場合の委員

総務局長、所管局長

総務局総務部長、同人事部長、所管局人事担当部長、所管局の部長級の者 専門性を有する所管局の課長級の者

- 3 審査会は、上記専門職の一次選考を行う。
- 4 一次選考に必要な書類は、下記のとおりとする。
- (1) 法務専門職、医療専門職及び研究専門職選考
 - ア 昇任 (採用) 選考調書
 - イ 給料算定調書
 - ウ選考経過調書
 - 工 業績目録
 - オ学識経験者の専門評定結果調書
 - カ 学位証 (医師免許等)
 - キ 履歴書、卒業証明書
 - クその他
- (2) 医療福祉専門職選考、行政専門職選考
 - ア 業績評定票
 - イ 推薦書
 - ウ その他

(R4.7.8)

任期付職員及び任期付研究員の採用の承認等の取扱い

1 特定任期付職員及び一般任期付職員

採用の承認申請を行うにあたっては、次に掲げる事項に配慮した選考が行われていること。

- (1) 特定任期付職員の採用予定者であって、弁護士若しくは公認会計士でその実務を通じて得た高度の専門的な知識経験を有するもの又は大学の教員若しくは研究所の研究員で特定の分野において高く評価される実績を挙げたものについては、その従事する業務に必要な高度の専門的な知識経験を有していることが、その者の弁護士若しくは公認会計士の資格を有するものとしての実績又は大学の教員若しくは研究所の研究員の論文、学会発表等を含む国内外の大学、研究所等における活動実績により明らかであること。
- (2) (1)以外の採用予定者については、その従事する業務に必要な高度の専門的知識を有していることが、その者の有する資格、経歴、活動実績、論文等により明らかであること。
- (3) 任用予定期間が、従事する業務の遂行に必要な期間であって、その業務内容及び採用 予定者に期待する業績に応じたものであること。
- (4) 選考が、採用しようとする職の職務遂行の能力の有無を的確に判定し得る複数の者によって構成される別表 26 に定める専門職審査会に準じた選考委員会の審査を経て行われていること。

2 若手育成型研究員

採用計画の協議にあたっては、次に掲げる事項を盛り込んだ採用計画によること。

- (1) 採用予定職(所属部課名)
- (2) 前号の職に係る研究業務の内容
- (3) 前号の研究業務が条例第4条第2号の研究業務に該当する理由
- (4) 採用予定日及び任用予定期間
- (5) 選考の方法
 - ア 選考予定時期
 - イ 募集の時期
 - ウ 公募の方法及び範囲
 - エ 選考委員会の構成
 - オ 選考方法とその評価項目

なお、公募を行う場合には、十分な期間を設けて周知するとともに、可能な限り多様な方法により人材を求めるよう努めること。

3 招へい型研究員

採用の承認申請を行うにあたっては、次に掲げる事項に配慮した選考が行われていること。

- (1) 採用予定者が論文、特許等の研究実績により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者であること。
- (2) 採用予定者をその有する高度の専門的な知識経験を必要とする研究業務に従事させる必要があること。
- (3) 選考が、採用しようとする職の職務遂行の能力の有無を的確に判定し得る複数の者によって構成される別表 26 に定める専門職審査会に準じた選考委員会の審査を経て行われていること。
- (4) 5年を超える任期を定める場合には、文書による研究計画から研究業務の遂行に必要な期間が5年を超えることが明らかであること。

(H28.4.1)

職員の採用・昇任等に関する一般基準 令和7年4月

令和7年4月発行

編集·発行 東京都人事委員会事務局任用公平部任用給与課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎南塔40階 電話 03(5320)6941